


令和 8 年度

事業所税 申告納付の手引

名古屋市

この手引をはじめ、事業所税の申告書及び納付書等の様式については、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。申告の際には是非ご利用ください。

詳しくは、名古屋市公式ウェブサイト (<https://www.city.nagoya.jp/>) から下記のダウンロードページをご覧ください。

ダウンロードページ	QRコード
事業所税のダウンロード（申告納付の手引、申告書、納付書）	
【ページ ID : 1011983】 ※トップページのページ ID 検索に数字を入力すると 該当のページを開くことができます。	

電子申告
電子納税

地方税ポータルシステム



(エルタックス)のお知らせ

地方税ポータルシステム「エルタックス」を利用して「事業所税の申告書」等がインターネットで提出できます。また、事業所税、法人市民税等について、電子納税ができます。

事務所や自宅のパソコン等から申告や納税をすることができ、とても便利です。ぜひご利用ください。

※エルタックスの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、エルタックスホームページをご覧ください。



◆電子申告を利用できる主な市税

○事業所税

事業所税の申告書、事業所等明細書、非課税明細書、課税標準の特例明細書、共用部分の計算書、事業所用家屋の貸付け申告書 等

○個人市民税・県民税（特別徴収）

給与支払報告書（総括表・個人別明細書）、特別徴収切替届出（依頼）書、給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 等

○法人市民税

中間・確定申告書、予定申告書、均等割申告書 等

○固定資産税（償却資産）

償却資産申告書、種類別明細書 等

◆電子納税を利用できる市税

事業所税、法人市民税、個人市民税・県民税（特別徴収） 等

日ごろから、事業所税の申告及び納付にご協力いただきありがとうございます。

さて、事業所税は、道路、上・下水道、教育文化施設などの都市環境の整備や改善に要する費用に充てるために設けられた目的税として、名古屋市を含む政令指定都市等において課税される税金です。この「手引」では事業所税のあらましについてご案内させていただきますので、申告及び納付の参考としてください。

また、**名古屋市では、事業所税に関する事務を栄市税事務所で行っています**。事業所税の申告書の提出や申告についてのお問い合わせは、栄市税事務所 法人課税課（事業所税担当）（電話番号052-959-3306）へお願いします。

目 次

I	事業所税に関する税制改正の概要	2
II	事業所税のフローチャート	3
III	事業所税のしくみ	4
IV	事業所税の非課税	23
V	事業所税の課税標準の特例	32
VI	事業所税の減免	35
VII	事業所税の申告納付	43
VIII	事業所税のQ&A	49
IX	事業所税の税額の計算例	50
X	事業所税の申告書の書き方	53

[凡 例]

この「手引」において、法令等の引用は次の略称によります。

法	地方税法
法令	地方税法施行令
法規	地方税法施行規則
取扱通知	地方税法の施行に関する取扱について（市町村税関係）
条	名古屋市市税条例
条細	名古屋市市税条例施行細則

[引用例]

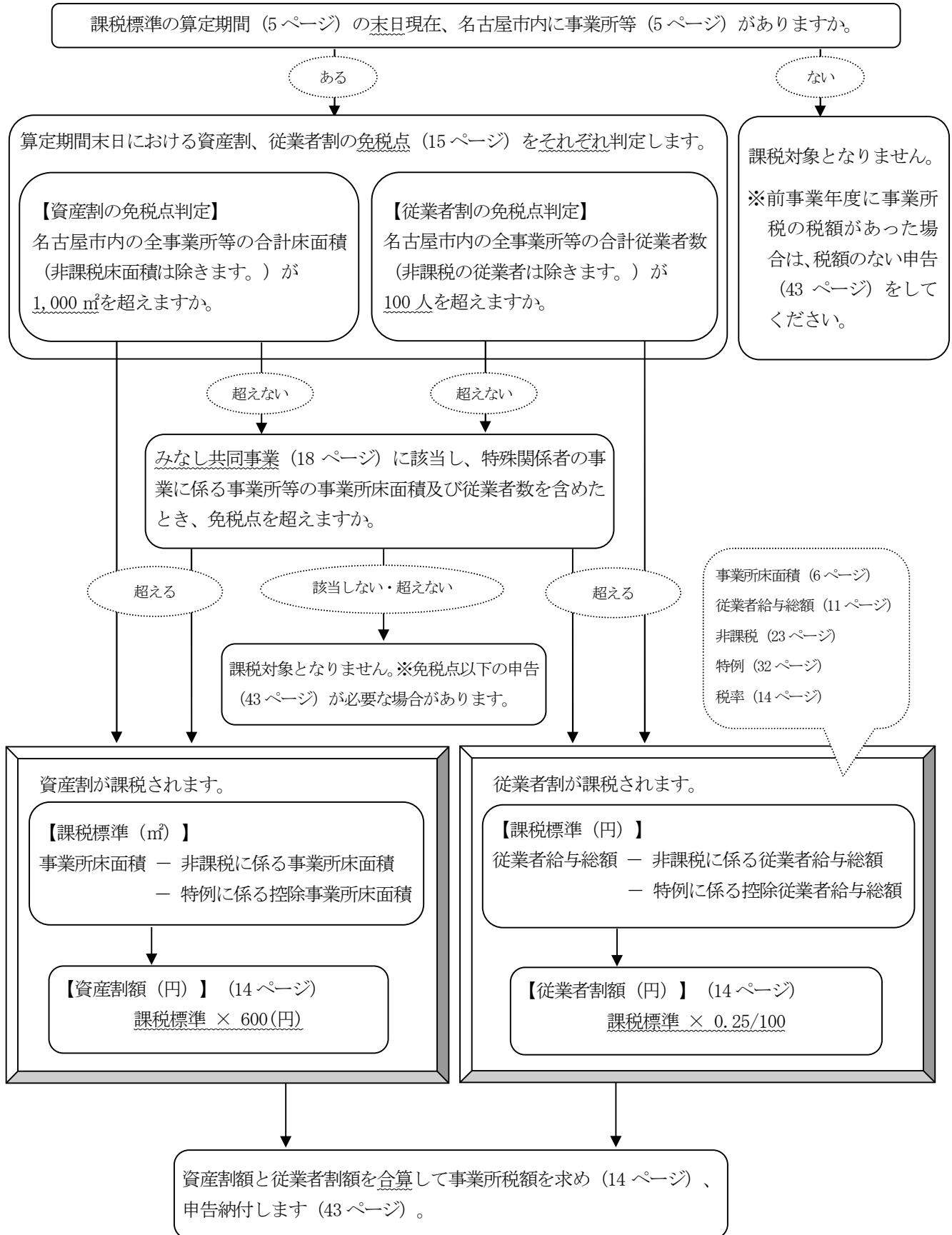
法 701 の 31①三	地方税法第 701 条の 31 第 1 項第 3 号
取扱通知第 9 章 3 (1)	地方税法の施行に関する取扱について （市町村税関係）第 9 章三 (1)

I 事業所税に関する税制改正の概要

課税標準の特例措置関係

特定農産加工業経営改善等臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置について、令和10年3月31日までに経営改善措置等に関する計画の承認を受けたものを特例措置の対象とするとともに、その適用期限が、法人の事業の場合は、計画の承認を受けた日から5年経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、個人の場合は、計画の承認を受けた日から5年経過する日以後に最初に終了する年分の申告までとされました。[法附則33⑤]

II 事業所税のフローチャート



Ⅲ 事業所税のしくみ

1 事業所税のあらまし

事業所税は、大都市の都市環境の整備に要する財政需要を賄うため、行政サービスと企業活動との受益関係に着目し、企業活動を一定の外形標準によって課税するものであり、**資産割**と**従業者割**の二種類によって構成されています。

	資産割	従業者割
課税団体	名古屋市のほか都及び指定都市等（法701の31①一、法令56の15）	
使途	道路、公園、緑地、水道、廃棄物処理施設、河川、学校、図書館、病院、保育所及び社会福祉施設の整備事業並びに公害防止及び防災に関する事業等（法701の73、法令56の82）	
納税義務者（5ページ） （税金を納めていただく方）	事業を行う方（法人又は個人）	
非課税 （23ページ）	人的非課税（国、公共法人等）、用途による非課税（福利厚生施設、消防用設備等）、役員以外の年齢65歳以上の方・障害者（13ページ）	
課税標準の特例 （32ページ）	人的特例（協同組合等）、用途による課税標準の特例（港湾施設、ホテル等）、雇用改善助成対象者（13ページ）	
課税標準（5ページ） （税金の対象となるもの）	名古屋市内の事業所等の床面積の合計（㎡） （非課税及び課税標準の特例を除く） ※途中で新設・廃止した事業所等については月割計算が適用される場合があります（7ページキ）。	名古屋市内の事業所等に勤務する従業者の給与総額（円） （非課税及び課税標準の特例を除く）
税率（14ページ）	事業所等の床面積1㎡につき 600円	従業者給与総額の 100分の0.25
免税点（15ページ） （税金がかからない限度） （注1）	名古屋市内の事業所等の床面積の合計が 1,000㎡以下 （非課税床面積を除く）	名古屋市内の事業所等に勤務する従業者数の合計が 100人以下 （非課税適用者を除く）
	課税標準の算定期間の末日の現況で判定 （従業者数に著しい変動がある場合には、月ごとの平均の数）	
徴収方法	申告納付	
納付期限	法人 … 事業年度終了の日から 2か月以内 （注2） 個人 … 翌年の 3月15日	

（注1） 同族会社等が同一家屋内で事業を行っている場合、同族会社の事業所床面積や従業者数を合算することがあります（18ページ参照）。

（注2） 事業所税においては、法人税・法人住民税のような会計監査人の監査を理由とする申告期限の延長制度はありません。

2 納税義務者 [法 701 の 32①及び 701 の 33、取扱通知第 9 章 3 (4) ア]

事業所税の納税義務者は、事務所又は事業所（以下「事業所等」といいます。）において事業を行う方です。

貸ビル等については、貸ビル等を借りて事業を行う方（テナント）が納税義務者となります。なお、貸ビル等の空室部分については、納税義務を負う方はいません。

また、事業所等において事業を行っていると思われる方が単なる名義人であって、他の方が事実上事業を行っていると思われる場合は、その事実上の事業者が納税義務者となります。

3 課税客体 [法 701 の 32①、取扱通知第 9 章 3 (3)]

事業所税の課税客体は、事業所等において法人又は個人の行う事業です。

- (1) **事業所等**とは、事業の行われている場所、すなわち、それが自己の所有に属するものであるかどうかに関わらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいいます（事務所、店舗、工場等のほか、これに附属する倉庫、材料置場、屋内駐車場等も事業所等の範囲に含まれますが、社宅、社員寮等の住宅は含みません）。

なお、事業所等の範囲については、次の点に注意してください。

ア 人的設備がない施設（無人倉庫等）であっても、市内又は市外に管理する事業所等があれば、その管理に属する事業所等（人的設備がある施設）として取り扱われます。

イ 2, 3 か月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋等は、事業所等として取り扱われません。

ウ 建設業における現場事務所など、臨時的かつ移動性を有する仮設建築物でその設置期間が 1 年未満のものは、事業所等として取り扱われません。

- (2) **一の事業所等**とは、一区画を占めて経済活動を行うものをいいます。したがって、同一の敷地内にあれば経営主体が同一である限り、一区画とみなし、一単位の事業所等となります（注）。（注）同一の敷地とは、公道、河川等により区分され一体として利用される土地をいいます。

なお、公道、河川等により区分されているが、地下道、橋梁等で連絡されている場合にあっては、同一の敷地として取り扱われます。

- (3) **事業**とは、物の生産、流通、販売又はサービスの提供など、個人、法人その他の団体が行うすべての経済活動をいいます。

4 課税標準

- (1) **課税標準の算定期間** [法701の31①ハ]

法人の場合は、**事業年度**をいいます。

個人の場合は、原則として**1月1日から12月31日まで**をいいます。

ただし、個人の場合で年の中途中事業の開始や廃止をした場合は、開始の日や廃止の日を基準とします。

(2) 資産割

ア 資産割の課税標準である事業所床面積は、課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積から非課税床面積及び課税標準の特例による控除床面積を差し引いて求めます。ただし、課税標準の算定期間が12か月に満たない場合や途中で事業所等を新設・廃止した場合には、カ及びキの特例があります。

イ **事業所床面積**とは、事業所用家屋の延べ面積をいいます。ただし、貸しビルなど一の事業所用家屋を2以上の事業者が使用する場合などで共用部分（廊下、階段、機械室など）がある場合には、次の算式によって求めた面積が事業所床面積とされます。〔法701の31④四、法令56の16〕

(算式)

$$\boxed{\text{事業所床面積}} = \boxed{\text{自己の専有部分の延べ面積}} + \boxed{\text{共用部分の延べ面積}} \times \frac{\boxed{\text{自己の専有部分の延べ面積}}}{\boxed{\text{その事業所用家屋全体での専有部分の延べ面積の合計}}}$$

ウ **事業所用家屋**とは、家屋の全部又は一部で人の居住の用に供するもの以外のもので現に事業所等の用に供するものをいいます。〔法701の31④六〕

エ **家屋**とは、固定資産税における家屋をいいます。したがって、不動産登記法の建物とその意義を同じくし、屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものをいいます。登記の有無は問いません。〔法701の31④六、法341三〕

オ **床面積の算定**に当たっては、不動産登記規則第115条及び不動産登記事務取扱手続準則第82条の規定を参考に、各階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として計算します。

カ **課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない場合の特例〔法701の40①及び法701の40③〕**
6か月決算の法人や、事業年度の途中で法人を設立した場合のように、課税標準の算定期間の月数（注）が12か月に満たない場合の課税標準は、次の算式によって求めた面積とします。

(算式)

$$\boxed{\text{資産割の課税標準}} = \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の末日における事業所床面積}}}{12} \times \boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

(注) 月数の計算について、起算日が月の初日以外から開始する場合、その期間は、事業年度開始日から翌月の事業年度開始日に相当する日の前日までの期間を1月として計算し、以後事業年度終了日まで同様に計算します。なお、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げて1月とします。

(例) 4月10日に北区で設立されたA社(12月31日決算)が本社ビル(1,200㎡)を購入して事業を開始した場合の課税標準

A社の設立第1期における課税標準の算定期間の月数は9か月になりますので、特例の適用があります。

第1月	第2月	第3月	第4月	第5月	第6月	第7月	第8月	第9月
4/10	5/10	6/10	7/10	8/10	9/10	10/10	11/10	12/10
-5/9	-6/9	-7/9	-8/9	-9/9	-10/9	-11/9	-12/9	-12/31

1月に満たない端数は
切り上げて1月とする

資産割の課税標準 : $1,200 \text{ m}^2 \div 12 \text{ 月} \times 9 \text{ 月} = 900 \text{ m}^2$

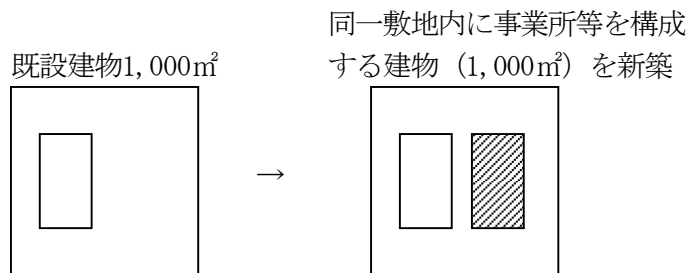
キ 課税標準の算定期間の中途における事業所等の新設又は廃止 [法701の40②]

課税標準の算定期間の中途において、事業所用家屋を増築又は一部取り壊したこと等により、事業所床面積に増減を生じた場合でも、原則として課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積を課税標準として使用します(次のケースAの場合)。

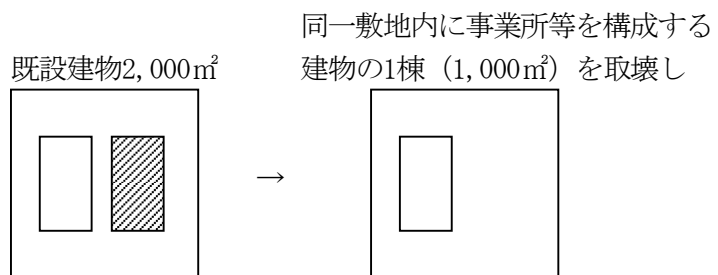
ただし、一の事業所等の全部が課税標準の算定期間の中途において新設又は廃止された場合は、月割計算の適用があります(次のケースBの場合)。

<ケースA>月割計算の適用なし

●事業所等の拡張

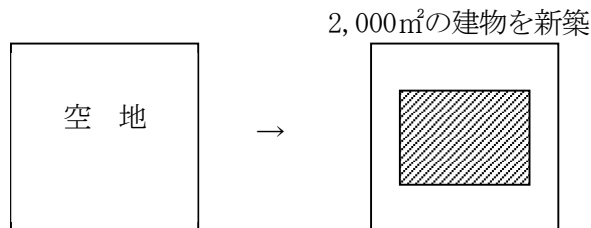


●事業所等の縮小

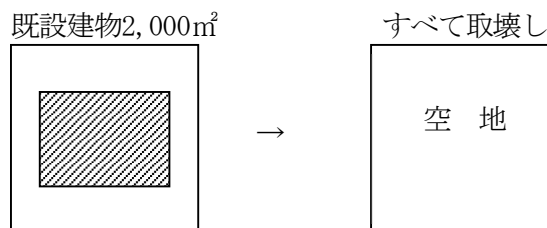


<ケースB>月割計算の適用あり

●事業所等の新設



●事業所等の廃止



(ア) 課税標準の算定期間の中途において新設された事業所等に係る月割計算
(算式)

$$\boxed{\text{資産割の課税標準}} = \boxed{\text{課税標準の算定期間の末日における事業所床面積}} \times \boxed{\text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}} \div \boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

(イ) 課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等に係る月割計算
(算式)

$$\boxed{\text{資産割の課税標準}} = \boxed{\text{廃止の日における事業所床面積}} \times \boxed{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}} \div \boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

(ウ) 課税標準の算定期間の中途において新設された事業所等で当該課税標準の算定期間の中途において廃止されたものに係る月割計算
(算式)

$$\boxed{\text{資産割の課税標準}} = \boxed{\text{廃止の日における事業所床面積}} \times \boxed{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}} \div \boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

(注) 新設・廃止があった場合の月数の計算は、課税標準の算定期間の月数の計算方法(6ページ参照)と同様です。

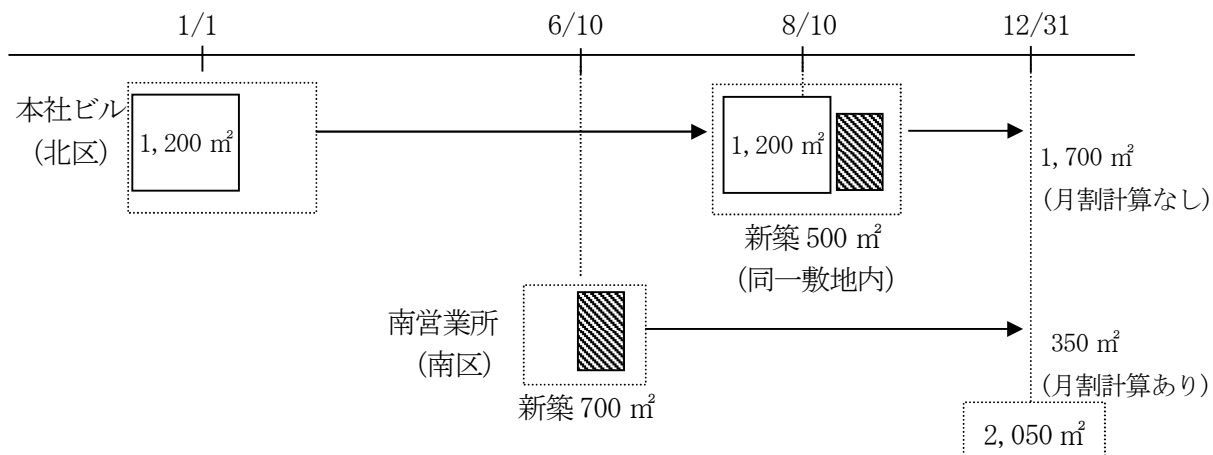
(注) 課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない方が、課税標準の算定期間の中で事業所等を新設又は廃止した場合は、上記(ア)、(イ)及び(ウ)の算式中、

$$\left(\begin{array}{c} \text{「課税標準の算定期間の} \\ \text{末日における事業所床面積} \\ \text{又は} \\ \text{「廃止の日における} \\ \text{事業所床面積} \end{array} \right) \text{を} \left(\begin{array}{c} \text{「課税標準の算定期間の末日} \\ \text{における事業所床面積} \\ \text{又は} \\ \text{「廃止の日における} \\ \text{事業所床面積} \end{array} \right) \times \frac{\text{課税標準の} \\ \text{算定期間の月数}}{12}$$

と読み替えて求めます。

(例1) 課税標準の算定期間の中途における事業所等の新設

(ア) 北区で事業を行っているA社(12月31日決算)が、8月10日に本社ビル(1,200㎡)と同一敷地内に別棟の資料倉庫(500㎡)を新築、また6月10日に南区に南営業所(700㎡)を設置した場合の課税標準



8月10日における資料倉庫(500㎡)の新築は、事業所等の拡張(7ページケースA)に該当するため、この部分については月割計算の適用はありません。一方、南営業所については、事業所等の新設(ケースB)に該当するため、月割計算の適用があります。

南営業所の月割計算

第1月	第2月	第3月	第4月	第5月	第6月	第7月	第8月	第9月	第10月	第11月	第12月
1/1 -1/31	2/1 -2/28	3/1 -3/31	4/1 -4/30	5/1 -5/31	6/1 -6/30	7/1 -7/31	8/1 -8/31	9/1 -9/30	10/1 -10/31	11/1 -11/30	12/1 -12/31

月数6

〔新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数〕

南営業所の資産割課税標準： $700\text{㎡} \times 6\text{月} \div 12\text{月} = 350\text{㎡}$

A社の資産割課税標準： $\text{本社分}1,700\text{㎡} + \text{南営業所分}350\text{㎡} = 2,050\text{㎡}$

(イ) B社(3月20日決算)が、5月15日に中営業所(1,500㎡)を新設した場合

中営業所の月割計算

第1月	第2月	第3月	第4月	第5月	第6月	第7月	第8月	第9月	第10月	第11月	第12月
3/21 -4/20	4/21 -5/20	5/21 -6/20	6/21 -7/20	7/21 -8/20	8/21 -9/20	9/21- 10/20	10/21 -11/20	11/21 -12/20	12/21 -1/20	1/21 -2/20	2/21 -3/20

月数10

〔新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数〕

中営業所の資産割課税標準： $1,500\text{㎡} \times 10\text{月} \div 12\text{月} = 1,250\text{㎡}$

(例2) 課税標準の算定期間の中途における事業所等の廃止

(ア) C社(12月31日決算)が、5月25日に東営業所(1,200㎡)を廃止した場合

東営業所の月割計算

第1月	第2月	第3月	第4月	第5月	第6月	第7月	第8月	第9月	第10月	第11月	第12月
1/1	2/1	3/1	4/1	5/1	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1
-1/31	-2/28	-3/31	-4/30	-5/31	-6/30	-7/31	-8/31	-9/30	-10/31	-11/30	-12/31

月数5

課税標準の算定期間の開始の日の属する月から
廃止の日の属する月までの月数

東営業所の資産割課税標準： $1,200 \text{ m}^2 \times 5 \text{ 月} \div 12 \text{ 月} = 500 \text{ m}^2$

(イ) D社(3月20日決算)が、5月15日に西営業所(1,500㎡)を廃止した場合

西営業所の月割計算

第1月	第2月	第3月	第4月	第5月	第6月	第7月	第8月	第9月	第10月	第11月	第12月
3/21	4/21	5/21	6/21	7/21	8/21	9/21-	10/21	11/21	12/21	1/21	2/21
-4/20	-5/20	-6/20	-7/20	-8/20	-9/20	10/20	-11/20	-12/20	-1/20	-2/20	-3/20

月数2

課税標準の算定期間の開始の日の属する月から
廃止の日の属する月までの月数

西営業所の資産割課税標準： $1,500 \text{ m}^2 \times 2 \text{ 月} \div 12 \text{ 月} = 250 \text{ m}^2$

ク 事業を休止している場合の取扱い

課税標準の算定期間の末日以前6か月以上継続して休止していたと認められる施設の事業所床面積は、免税点判定の基礎となる事業所床面積には含まれますが、課税標準となる事業所床面積には含まないものとして取り扱います。

この場合、休止部分は、事業所等として閉鎖され立ち入れないなど明確に区分されている、設置されていた機械・設備等が撤去されている、電気・ガス・水道等のライフラインが停止しているなど事業を行っていないことが客観的に明らかな状態をいい、現に事業は行っていないけれども維持補修が行われ、いつでも使用できる状態にあるようないわゆる遊休施設や倉庫代わりに使用している部屋等は該当しません。

休止の認定に当たっては、その事実を証明する資料をご提出ください。また、必要に応じて現地調査をさせていただく場合があります。

ケ 事業所等が名古屋市の区域と他市町村の区域とにわたって所在する場合〔法令56の74〕

事業所等が名古屋市の区域と他市町村の区域とにわたって所在する場合は、当該事業所等のうち名古屋市の区域内に所在する部分に係る事業所床面積に相当する面積を事業所床面積とします。

(3) 従業者割

従業者割の課税標準である従業者の給与総額は、課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額から非課税となる従業者の給与総額及び課税標準の特例による控除給与総額を差し引いて求めます。

ア 従業者給与総額 【法 701 の 31①五、取扱通知第 9 章 3 (6) イ】

従業者給与総額とは、従業者に対して支払われる俸給、給料、賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下「給与等」といいます。）の総額をいいます。

この場合、これらの性質を有する給与とは、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、現物給与等をいい、退職給与金、年金、恩給等は含まれません。

また、所得税において非課税となる給与等（通勤手当等にあつては所得税の非課税所得に相当する額）、及び外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬で所得税法上の事業所得に該当するものは含まれません。

従業者の種類		課税標準	免税点の判定
65 歳以上の者（役員を除く）		従業者給与総額に含めない。	従業者に含めない。
障害者（役員を除く）		従業者給与総額に含めない。	従業者に含めない。
役員	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業者給与総額に含める。	それぞれの会社の従業者に含める。
	非常勤の役員	従業者給与総額に含める。	従業者に含める。
	無給の役員	—	従業者に含めない。
	役員・使用人兼務役員（注1）	従業者給与総額に含める。 役員としての給与と使用人としての給与が経理上区分されていても、すべて従業者給与総額に含める。	従業者に含める。
出向社員（注 2）	出向元が給与を支払う。	出向元の従業者給与総額に含める。	出向元の従業者に含める。
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う（法人税法上給与として取り扱っている。）。	出向先の従業者給与総額に含める。	出向先の従業者に含める。
	出向元と出向先が一部ずつ負担する。	それぞれの会社の従業者給与総額に含める。	主たる給与等を支払う会社の従業者に含める。
派遣法に基づく派遣社員（注 3）		派遣元の従業者給与総額に含める。	派遣元の従業者に含める。
外国又は他市町村への長期派遣出張		従業者給与総額に含めない。	従業者に含めない。
日々雇用等の臨時の従業者		従業者給与総額に含める。	従業者に含める。
パートタイマー（注 4）		従業者給与総額に含める。	従業者に含めない。

従業者の種類	課税標準	免税点の判定
休職中の従業者	従業者給与総額に含める。	給与等が支払われている場合は従業者に含める。
中途退職者	退職時までの給与等は従業者給与総額に含める。	従業者に含めない。
保険の外交員	所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める。	所得税法上の給与等が支払われている場合は従業者に含める。
常時船舶の乗組員	従業者給与総額に含めない。	従業者に含めない。

(注1) 使用人兼務役員は役員と同様に扱います。

(注2) 「出向」とは、出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権を出向先企業に付与し、出向先企業において労務を提供させるものをいいます。

(注3) 「派遣法」とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び労働派遣者の保護等に関する法律」をいいます。

(注4) 「パートタイマー」とは、形式的な呼称でなく、勤務の状態によって判定されるものであり、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働者のうち、一週間の所定労働時間が4分の3未満である者をいいます。

イ 白色事業専従者控除額 [法701の31①五]

白色事業専従者控除額（住民税において、事業を営む納税義務者の所得の計算上必要経費とみなされ、白色事業専従者の給与所得とみなされる額）は、従業者給与総額に含まれます。

ウ 課税標準の算定期間の中途において転勤した方の給与等

課税標準の算定期間の中途において、本市内の事業所等から他市町村の事業所等へ、又は他市町村の事業所等から本市内の事業所等へ転勤した方がいる場合は、その方に支払われる給与等のうち、他市町村の事業所等の勤務時に支払われる給与等については従業者給与総額に含まれません。

また、課税区域外の建築現場事務所等へ派遣される場合も転勤の場合と同様です。

エ 事業所等が名古屋市の区域と他市町村の区域とにわたって所在する場合 [法令56の74]

事業所等が名古屋市の区域と他市町村の区域とにわたって所在する場合の当該事業所等の従業者給与総額は、次の算式によって求めた額とします。

(算式)

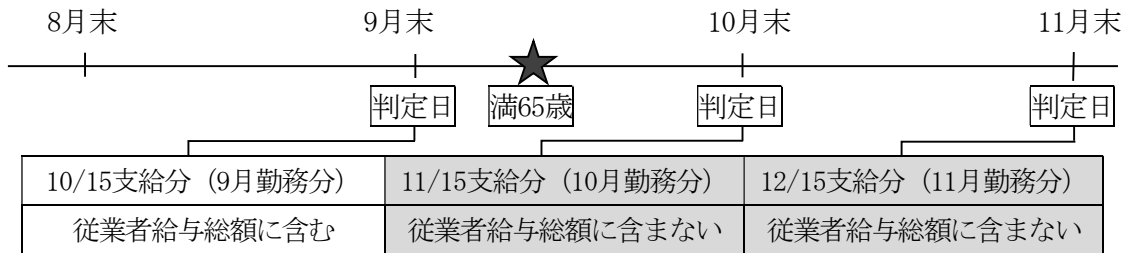
$$\boxed{\text{従業者給与総額}} = \boxed{\text{当該事業所等に係る従業者給与}} \times \boxed{\text{名古屋市の区域内に所在する部分に係る事業所床面積}} \div \boxed{\text{当該事業所等に係る事業所床面積}}$$

オ 障害者又は年齢65歳以上の方の給与等 [法701の31①五及び②、法令7及び56の17]

役員以外の方で、年齢65歳以上の方及び住民税において障害者控除の対象となる方及び障害者職業センターの判定により知的障害者とされた方に支払われた給与は非課税となり、課税標準となる従業者給与総額には含まれません。

なお、障害者又は年齢65歳以上の方であるかどうかの判定は、給与等の計算の基礎となる期間（月給、週給等の期間）の末日（＝判定日）の現況によります。判定日において障害者又は年齢65歳以上である方に対して支払われる給与等については従業者給与総額に含まれません。

(例) 毎月1日～月末分を翌月の15日に支払う場合



カ 雇用改善助成対象者の給与等 [法701の31①五及び②、法令56の17の2、法規24の2]

年齢55歳以上65歳未満の方のうち、次の表の左欄に掲げる国の雇用に関する助成に係る方（以下「雇用改善助成対象者」といいます。）に支払われる給与等については、その2分の1に相当する額は課税標準となる従業者給与総額に含まれません。

なお、雇用改善助成対象者に該当するかどうかの判定は、オと同様です。

雇用改善助成対象者の区分	根拠法令
特定求職者雇用開発助成金の支給対象の方	雇用保険法、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令
公共職業安定所長の指示により作業環境に適應させるための訓練を受けた方	雇用保険法、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律
雇用奨励金の支給対象の方	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令

キ 非課税又は課税標準の特例適用施設とその他の施設に併せ従事している従業者の方の給与等 [法令56の49]

従業員の方が非課税又は課税標準の特例の適用施設とその他の施設に併せ従事している場合、非課税又は課税標準の特例の適用を受ける給与等とその他の給与等との区分については、それぞれの事業に従事した分量によってあん分することとされています。ただし、その分量が明らかでない場合は、それぞれに均等に従事したものとされます。

(注) 分量とは、勤務時間をいいます。

ク 課税標準の算定期間中において用途変更があった施設に勤務する方の給与等

課税標準の算定期間のうち課税の対象となる施設に係る期間に支払われた給与等が従業者給与総額に含まれます。

5 税率 [法 701 の 42、条 89 の 7]

事業所税の税率は次のとおりです。

- (1) 資産割 事業所床面積 1 平方メートルあたり 600 円
- (2) 従業者割 従業者給与総額の 100 分の 0.25

6 税額

- (1) 事業所税の税額は、次のように算定されます。

$$\boxed{\text{事業所税額}} = \underbrace{\boxed{\text{資産割の課税標準となる事業所床面積}} \times \boxed{600 \text{円}}}_{\text{資産割額}} + \underbrace{\boxed{\text{従業者割の課税標準となる従業者給与総額}} \times \boxed{\frac{0.25}{100}}}_{\text{従業者割額}}$$

$$\boxed{\text{資産割の課税標準となる事業所床面積}} = \boxed{\text{事業所床面積}} - \boxed{\text{非課税に係る事業所床面積}} - \boxed{\text{課税標準の特例適用に係る控除事業所床面積}}$$

$$\boxed{\text{従業者割の課税標準となる従業者給与総額}} = \boxed{\text{従業者給与総額}} - \boxed{\text{非課税に係る従業者給与総額}} - \boxed{\text{課税標準の特例適用に係る控除従業者給与総額}}$$

- (2) 端数処理 [法20の4の2①、③]

ア 事業所税額	100円未満切捨て
イ 事業所床面積	1平方メートルの100分の1未満切捨て
ウ 従業者給与総額	1円未満切捨て
エ 課税標準となる従業者給与総額	1,000円未満切捨て

7 免税点 [法 701 の 43、条 89 の 8]

事業所税は、資産割にあつては次のAに該当する場合、従業者割にあつては次のBに該当する場合に課税されません。これを免税点といいます。なお、免税点の判定は、資産割及び従業者割のそれぞれについて行います。

A 資産割 課税標準の算定期間の末日において市内の各事業所等の事業所床面積（注）の合計が1,000㎡以下

（注）免税点の判定を行う事業所床面積には、非課税規定の適用がある床面積は含まれません。

B 従業者割 課税標準の算定期間の末日において市内の各事業所等の従業者数（(4) 参照）の合計が100人以下

資 産 割	従 業 者 割	納 付 税 額
免 税 点 超	免 税 点 超	資産割額と従業者割額の合算額
免 税 点 超	免税点以下	資 産 割 額 の み
免税点以下	免 税 点 超	従 業 者 割 額 の み
免税点以下	免税点以下	な し

(1) 免税点は、課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。

したがって、課税標準の算定期間の中に廃止した事業所等に係る事業所床面積及び従業者数は、免税点判定の基礎には含まれません（事業所床面積又は従業者数が免税点を超える場合は、課税標準の算定期間の中に廃止した事業所等に係る事業所床面積又は従業者給与総額も課税標準に含まれます。）。

また、課税標準の算定期間が12か月に満たない場合の資産割の免税点の判定についても、月割の方法は適用されず、課税標準の算定期間の末日の現況により判定します（この結果、免税点を超えて課税されることとなる場合は、課税標準の算定期間の月数によりあん分して資産割の課税標準を算定することになります。）。

(2) 免税点は、基礎控除の制度ではありません。

したがって、例えば、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が1,500㎡の場合は免税点を超えることとなりますが、この場合、その超えた部分のみではなく、全体の1,500㎡が課税対象となります。

(3) 事業を休止している場合のその休止部分に係る床面積は、免税点の基礎となる事業所床面積に含まれます（事業所床面積のうち課税標準の算定期間の末日以前6か月以上連続して休止していたと認められる施設に係るものは課税標準に含めない扱いがなされます。）。

(4) 従業者の範囲

従業者には、一般の従業者のほか役員、日々雇用等の臨時の従業者も含まれます（11ページの表参照）。ただし、障害者（13ページ参照）、年齢65歳以上の方及び非課税規定の適用がある施設に勤務する方は除かれます（障害者及び年齢65歳以上の方でも役員は従業者に含まれます。以下同様です。）。

従業者の範囲については、次の点にも注意してください。

ア パートタイマーは、従業者に含まれません（12 ページ注 4 参照）。

イ 外交員等で給与等の支給を受けていない方は従業者に含まれません。

ウ 船上勤務者等は従業者に含まれません。

- エ 出向従業者は、出向先が出向元に対して給与相当分を経営指導料等として支払っている場合で当該経営指導料等が法人税の取扱い上給与として取り扱われる場合は出向先の従業者に含まれ、また、出向先と出向元が給与等を一部ずつ支払っている場合は主たる給与等を支払う者の従業者に含まれます。
- オ 課税区域外の建築現場事務所等へ派遣されている方は従業者に含まれません。
- カ 数社の役員を兼務する兼務役員は、それぞれの会社の従業者に含まれます。
- (5) 免税点の判定にあたっては、次のような特例があります。

ア 企業組合又は協業組合の特例 【法701の43②、法令56の72】

企業組合又は協業組合（以下「企業組合等」といいます。）が事業を行う市内の各事業所等のうち、企業組合等の組合員が組合員となった際その方の事業の用に供されていた事業所等であり、かつ、その方がその後引き続きその事業所等で行われる事業の主宰者として企業組合等の事業に従事しているもの、その他これに準ずる一定の事業所等については、企業組合等の事業所等として合算せず、個別に免税点を判定します。

イ 従業者の数に著しい変動がある事業所等の特例 【法701の43④、法令56の73】

市内の各事業所等において、課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、最小であるものの数値の2倍を超える事業所等については、次の算式によって求めた数を当該事業所等の課税標準の算定期間の末日現在の従業者の数とみなします。

(算式)

$$\boxed{\text{課税標準の算定期間の末日現在の従業者の数}} = \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数の合計数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数 (注)}}$$

なお、課税標準の算定期間の中で新設された事業所等において、当該事業所等の新設の日から課税標準の算定期間の末日までの期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、最小であるものの数値の2倍を超える事業所等についても、次の算式によって求めた数を当該事業所等の課税標準の算定期間の末日現在の従業者の数とみなします。

(算式)

$$\boxed{\text{課税標準の算定期間の末日現在の従業者の数}} = \frac{\boxed{\text{新設の日から課税標準の算定期間の末日までの各月の末日現在における従業者の数の合計数}}}{\boxed{\text{新設の日から課税標準の算定期間の末日までの期間の月数 (注)}}$$

(注) 月数の計算は、課税標準の算定期間の月数の計算方法（6 ページ カ参照）と同様です。

8 共同事業の特例 [法令56の51①]

共同事業における課税標準については、共同事業を行う共同事業者ごとの損益分配割合によりあん分した事業所床面積又は従業者給与総額とされます。

また、免税点の判定においても、共同事業を行う各共同事業者は、その事業のうち、損益分配割合によりあん分した事業所床面積又は従業者数と他に単独で行う事業の事業所床面積又は従業者数と合算して判定されます。

なお、共同事業を行う共同事業者には、その事業について連帯納税義務が課されます（共同申告を行う必要はありません。）。

(算式)

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{課税標準となるべき事業所床面積又は従業者給与総額}} = \boxed{\text{各共同事業者が共同事業を単独で行うものとみなした場合に、課税標準となるべき事業所床面積又は従業者給与総額}} \times \boxed{\text{損益分配の割合〔当該割合が定められていない場合、出資の価額に応ずる割合〕}} \\
 \\
 \boxed{\text{免税点の判定を行う事業所床面積又は従業者数}} = \left(\boxed{\text{共同事業に係る事業所等の事業所床面積又は従業者数}} \times \boxed{\text{損益分配の割合〔当該割合が定められていない場合、出資の価額に応ずる割合〕}} \right) + \boxed{\text{他の単独事業に係る事業所等の事業所床面積又は従業者数}}
 \end{array}$$

9 みなし共同事業の特例

(1) みなし共同事業とは [法701の32②、法令56の21②]

事業者親族又は同族会社等の特殊関係者がある場合で、その特殊関係者の行う事業が次のいずれにも該当する場合には、その特殊関係者の行う事業は、事業者とその特殊関係者の共同事業とみなすこととされています。

ア 事業者又は他の特殊関係者の事業と同一家屋内で行われている場合

イ 事業所税の負担を不当に減少させる結果となる場合

「事業所税の負担を不当に減少させる結果となる場合」とは、みなし共同事業の課税制度を適用しないで計算した場合に、適用して計算した場合と比較して、事業所税の負担が結果的に減少することとなる場合をいいます。

(2) 免税点の判定 [法令56の75②]


事業者の事業所等の事業所床面積及び従業者数に、事業者と同一家屋内にある特殊関係者の事業所等の事業所床面積及び従業者数を合算して免税点の判定を行います。

(3) 課税標準 [法令56の51②]

特殊関係者が同一家屋内で行う事業の事業所等の事業所床面積及び従業者数は合算せず、事業者の事業所等の事業所床面積及び従業者数のみで課税標準の算定を行います。

(例) A社が特殊関係者であるB社を有する場合

甲区	乙区	丙区
A社 300㎡ 40人	A社 500㎡ 40人	B社 700㎡ 35人
	B社 400㎡ 30人	

(注)  は、みなし共同事業となる部分を示します。

〈免税点の判定及び課税標準の算定〉

A社	免税点の判定	資産割： $300\text{㎡} + 500\text{㎡} + (400\text{㎡}) = 1,200\text{㎡}$	判定：納税義務あり
	従業者割： $40人 + 40人 + (30人) = 110人$		判定：納税義務あり
B社	課税標準の算定	資産割： $300\text{㎡} + 500\text{㎡} = 800\text{㎡}$	
	従業者割： $40人 + 40人 = 80人$ 分の従業者給与総額		
B社	免税点の判定	資産割： $400\text{㎡} + 700\text{㎡} = 1,100\text{㎡}$	判定：納税義務あり
	従業者割： $30人 + 35人 = 65人$		判定：納税義務なし(注)
	課税標準の算定	資産割： $400\text{㎡} + 700\text{㎡} = 1,100\text{㎡}$	

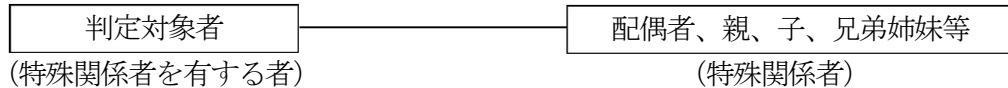
(注) A社とB社が互いに特殊関係者である場合は、乙区のA社部分はみなし共同事業となり、B社の従業者割は $30人 + 35人 + (40人) = 105人$ で納税義務ありとなります。

(4) 特殊関係者 [法701の32②、法令56の21①]

特殊関係者とは、親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社をいい、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 第1号該当 [法令56の21①一]

判定対象者（特殊関係者を有する者であるかどうか判定すべき者）の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹



イ 第2号該当 [法令56の21①二]

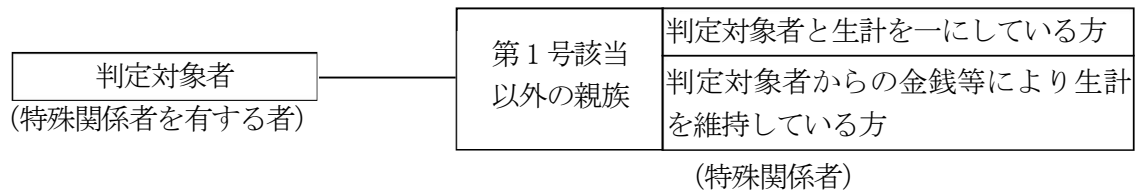
判定対象者の親族(第1号該当に掲げる者を除く6親等内の血族及び3親等内の姻族)で、次のいずれかに該当する者

(ア) 判定対象者と生計を一にしている者

日常生活の生活費を共通にしていることをいい、必ずしも同居していることを必要としません。

(イ) 判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者

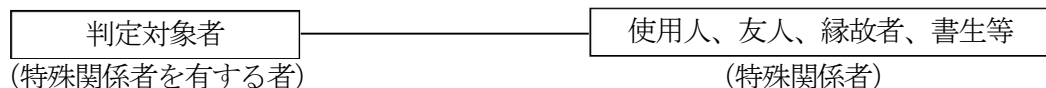
判定対象者から給付を受けた金銭その他の財産又は当該金銭その他の財産の運用によって生ずる収入を生活費として日常生活をしていることをいいます。



ウ 第3号該当 [法令56の21①三]

判定対象者の使用人等(第1号該当又は第2号該当に掲げる者を除きます。)で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持している者

この場合の「特別の金銭その他の財産」とは、給与、報酬等の役務又は物の提供の対価として受ける給付以外のものをいいます。



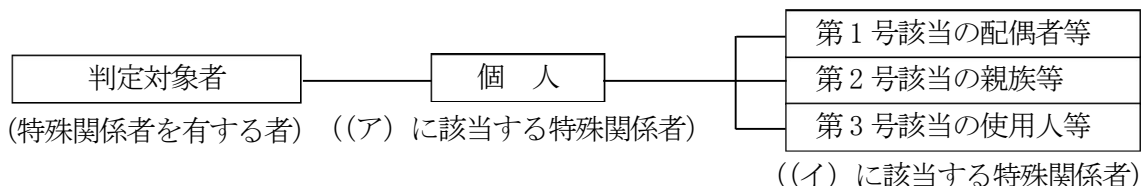
エ 第4号該当〔法令56の21④四〕

次に該当する個人

(ア) 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供して生計を維持させている者（第1号該当又は第2号該当に掲げる者を除きます。）

「財産を提供して」いる場合とは、財産を譲渡している場合のほか、賃貸等により利用させている場合も含まれます。

(イ) (ア)の者と第1号該当から第3号該当までのいずれかに該当する関係がある者



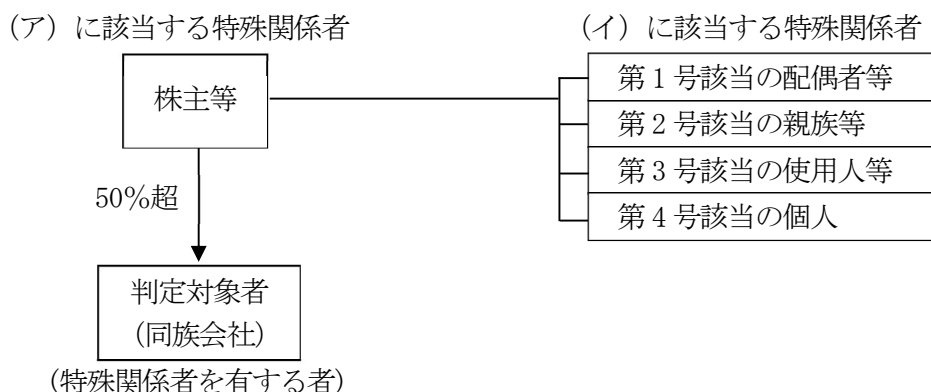
オ 第5号該当〔法令56の21④五〕

判定対象者が同族会社（22 ページ（5）ア参照）の場合で、次に該当する個人

(ア) 同族会社の判定の基礎となった株主又は社員

この場合の「同族会社の判定の基礎となった株主又は社員」とは、判定対象者が同族会社であるとの判定が行われた際、直接その判定の基礎となった株主又は社員をいいます。

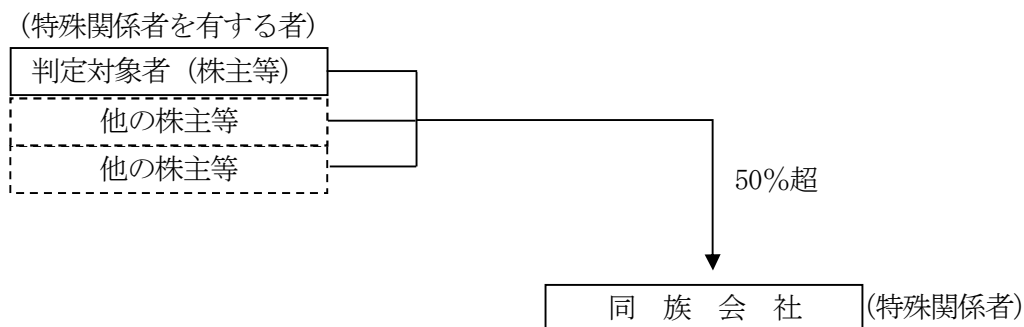
(イ) (ア)の者と第1号該当から第4号該当までのいずれかに該当する関係がある者



カ 第6号該当〔法令56の21④六〕

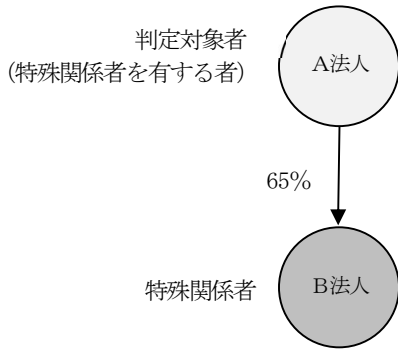
判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社

なお、判定対象者が法人の場合は、判定対象者の「子会社」が特殊関係者となります。



第6号該当の例1

判定対象者をA法人とした場合、B法人が特殊関係者となります。

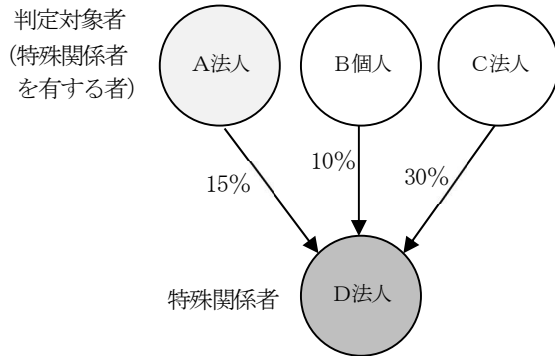


(参考) 上記以外の出資関係がない場合

判定対象者	特殊関係者	
A法人	第6号該当	B法人
B法人	—	—

第6号該当の例2

判定対象者をA法人とした場合、D法人が特殊関係者となります。



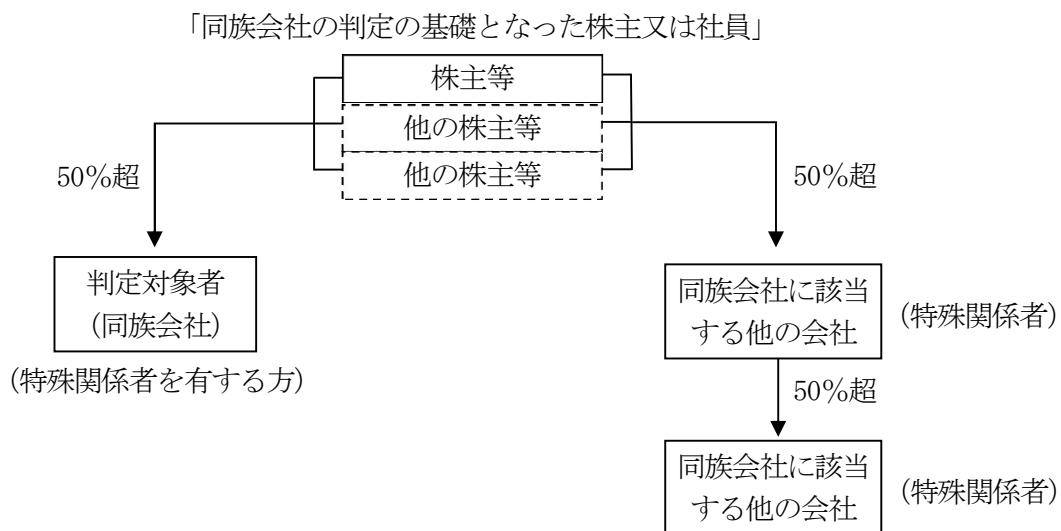
(参考) 上記以外の出資関係がない場合

判定対象者	特殊関係者	
A法人	第6号該当	D法人
B個人	第6号該当	D法人
C法人	第6号該当	D法人
D法人	第5号該当	B個人

キ 第7号該当 [法令56の21①七]

判定対象者が同族会社の場合に、その同族会社の判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と第1号該当から第4号該当までのいずれかに該当する個人及びこれらの者（注）を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含みます。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

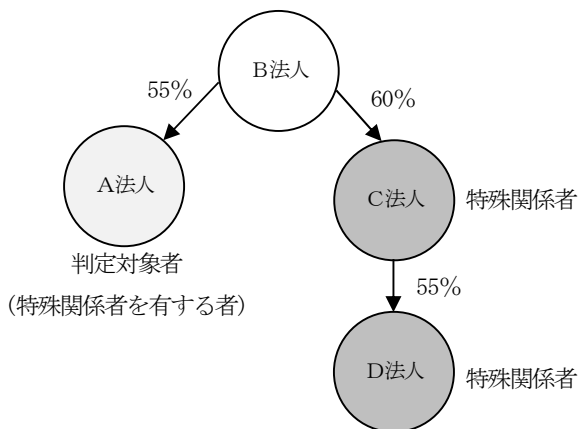
同族会社の判定の基礎となった株主が法人の場合は、「判定対象者と親会社が同一である子会社」及び「当該子会社の子会社」が特殊関係者となります。



(注) カッコ書きの後者の「これらの者」には、「これらの者と第1号該当から第4号該当までのいずれかに該当する個人」を含みます。

第7号該当の例1

判定対象者をA法人とした場合、C法人とD法人が特殊関係者となります。

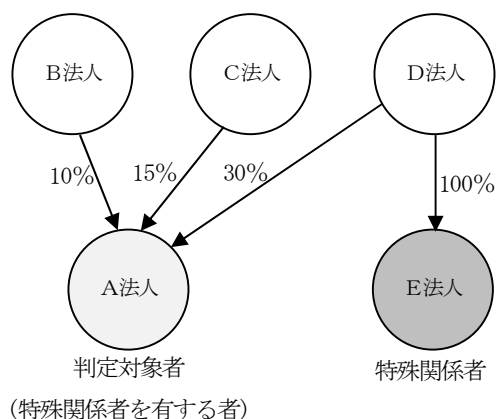


(参考) 上記以外の出資関係がない場合

判定対象者	特殊関係者	
A法人	第7号該当	C法人、D法人
B法人	第6号該当	A法人、C法人
C法人	第6号該当	D法人
	第7号該当	A法人
D法人	—	—

第7号該当の例2

判定対象者をA法人とした場合、E法人が特殊関係者となります。



(参考) 上記以外の出資関係がない場合

判定対象者	特殊関係者	
A法人	第7号該当	E法人
B法人	第6号該当	A法人
C法人	第6号該当	A法人
D法人	第6号該当	A法人、E法人
E法人	—	—

(5) その他

ア 「同族会社」とは

法人税法第2条第10号に規定する同族会社をいい、その会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除きます。）の3人以下及びその株主等と特殊な関係にある個人、法人（株主グループ）が、その会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の50パーセント超の数又は金額の株式又は出資を有する場合等における会社をいいます。

したがって、同族会社であるかどうかの判定は、法人税と同様に、株主等の3人以下及びその株主等と特殊な関係にある個人、法人（株主グループ）を含めて、その保有する株式の総数、出資の金額、議決権の数又は社員の数（合名会社、合資会社又は合同会社に限ります。）により行うこととなります。

イ 判定日

同族会社に該当するかどうか、特殊関係者を有する者であるかどうか及び特殊関係者であるかどうかは、課税標準の算定期間の末日の現況によって判定されます。〔法令56の21⑤〕

ウ 連帯納税義務

特殊関係者の行う事業が、事業者との共同事業とみなされた場合は、事業者と特殊関係者には、その事業について連帯納税義務が課されます（共同申告を行う必要はありません。）。

〔法10の2①、取扱通知第9章3(4)ウ〕

IV 事業所税の非課税

事業所税には、事業を行う方の性格を考慮して設けられている人的な非課税と施設の用途に着目して設けられている用途による非課税があり、その対象等は下表のとおりです。下表の資産割欄又は従業者割欄に○が記載されている場合は、その施設に対して資産割又は従業者割の非課税が適用されます。

また、事業所税の非課税に関して、次のことにご注意ください。

- 1 非課税の適用があるかどうかは、**課税標準の算定期間の末日の現況（事業所等の廃止があった場合は、廃止日の現況）**によって判定されます。

課税標準の算定期間の中で用途変更された場合は、次のとおりになります。

- (1) 資産割

課税標準の算定期間の中で課税施設から非課税施設に用途変更された場合はその施設全体が非課税の対象となり、また、非課税施設から課税施設に用途変更された場合は月割されることなくその施設全体が課税の対象となります。

- (2) 従業者割

非課税施設に該当する期間中に支払われた従業者給与総額のみが非課税の対象となります。

- 2 用途による非課税については、**直接非課税の用途に供される施設のみ**が非課税の対象とされます。このため、廊下、階段等の共用部分は、防災施設等に係る非課税を除き、原則として、非課税の対象となりません。

(注)非課税施設について初めて申告される場合及び変更等があった場合は、非課税施設に該当する事実を証明する書類（免許を必要とする業種にあっては、その免許証の写し等）及び非課税施設に該当する部分を明確にした平面図及び求積表等を提出してください。

非課税対象施設一覧

(法第701条の34)

項	号	対象施設等	要件等	資産割	従業者割
1		国・公共法人	国、非課税独立行政法人及び法人税法第2条第5号に規定する公共法人	○	○
2		公益法人等（注1）	法人税法第2条第6号に規定する公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業	○	○
3	3	教育文化施設	博物館法第2条第1項に規定する博物館、図書館法第2条第1項に規定する図書館、学校教育法附則第6条の規定により設置された幼稚園	○	○
3	4	公衆浴場	公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場で、知事が入浴料金を定める公衆浴場	○	○
3	5	と畜場	と畜場法第3条第2項に規定すると畜場	○	○
3	6	死亡獣畜取扱場	化製場等に関する法律第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場	○	○
3	7	水道施設	水道法第3条第8項に規定する水道事業者等の管理に属する水道施設	○	○

項	号	対象施設等	要件等	資産割	従業者割
3	8	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項等の規定による許可、認定又は市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○
3	9	病院、診療所等	医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院並びに看護師等医療関係者の養成所	○	○
3	10	保護施設	生活保護法第38条第1項に規定する保護施設	○	○
3	10の2	小規模保育施設	児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育施設	○	○
3	10の3	児童福祉施設	児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設	○	○
3	10の4	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園	○	○
3	10の5	老人福祉施設	老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設	○	○
3	10の6	障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設	○	○
3	10の7	社会福祉施設	社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設	○	○
3	10の8	包括的支援事業用施設	介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の用に供する施設	○	○
3	10の9	保育事業施設	児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業、同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設	○	○
3	11	農林漁業生産施設	農業、林業又は漁業を営む者が直接生産の用に供する施設	○	○
3	12	農業協同組合等共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設	○	○
3	14	卸売市場	卸売市場法第2条第2項に規定する卸売市場、その機能を補完する付設集卸売場等及び指定場外保管場所	○	○
3	16	電気事業用施設	電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業、同項第11号の2に規定する配電事業、同項第14号に規定する発電事業又は同項第15号の3に規定する特定卸供給事業の用に供する施設	○	○
3	17	ガス事業用施設	ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業又は同条第9項に規定するガス製造事業の用に供する施設	○	○

項	号	対象施設等	要件等	資産割	従業者割
3	18	中小企業の集積の活性化等事業用施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化等に寄与する事業を行う者が、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて設置する施設	○	○
3	19	総合特別区域施設	総合特別区域法第2条第2項第5号イに規定する事業を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設及び同条第3項第5号イに規定する事業を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設	○	○
3	20	鉄道事業用施設	鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者又は軌道法第4条に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所及び発電施設以外の施設	○	○
3	21	自動車運送事業用施設（注2）	一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業を営む者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	○	○
3	22	自動車ターミナル用施設	自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で、事務所以外の施設	○	○
3	23	国際路線航空事業用施設	国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設で、航空運送事業者がその事業の用に供する施設のうち国際路線に係るもの	○	○
3	24	電気通信事業用施設	専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務を提供する同条第4号に規定する電気通信事業（携帯電話、自動車電話等を除きます。）を営む者が当該事業の用に供する施設で、事務所、研究施設及び研修施設以外の施設	○	○
3	25	一般信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者がその本来の用に供する施設	○	○
3	25の2	郵便事業用施設	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設	○	○
3	26	勤労者の福利厚生施設（注3）	事業を行う者等が設置する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設	○	○
3	27	路外駐車場（注4）	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で、都市計画において定められた都市計画駐車場等	○	○
3	28	都市計画駐輪場	原動機付自転車又は自転車の駐車のための施設で都市計画法第11条第1項第1号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの	○	○

項	号	対象施設等	要件等	資産割	従業者割
3	29	高速道路事業用施設	中日本高速道路株式会社等が、高速道路株式会社法第5条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する事業の用に供する施設で事務所以外の施設	○	○
4		消防用設備等・特殊消防用設備等・防災施設等（注5）	特定防火対象物に設置される消防用設備等、特殊消防用設備等及び防災施設等	○	—
5		港湾運送事業用施設	港湾運送事業法第9条第1項に規定する港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で、労働者詰所及び現場事務所に係る従業者給与総額	—	○

(注1) 公益法人等 【法701の34②、法令56の23】

公益法人等が収益事業と収益事業以外の事業とを併せ行う場合において、事業所床面積又は従業者給与総額のうち非課税規定の適用を受けるものと受けないものとを区分することができないときは、法人税法施行令第6条の規定により区分して行う経理に基づき、非課税の適用を受ける事業所床面積又は従業者給与総額を算定します。

(注2) 自動車運送事業用施設 【法701の34③二一、法令56の37】

次に掲げる事業を経営する者がその本来の事業の用に供する施設で事務所以外の施設が対象となります。

- ア 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送するものに限り。）
- イ 貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業
- ウ 貨物利用運送事業法第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち、同条第4項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの
- エ 貨物利用運送事業法第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業のうち、同条第3項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの（自動車を使用して貨物の集配を行う部分に限り。）

(注) 「事務所」とは、事業に関連して行われる庶務、会計等の現業に属さない総合的事務を行うもので、これに附属する物置、炊事場、会議室、金庫室等も事務所に含まれます。ただし、貨物の集配等を行う場所の一部で、現業に直結して現金の出納、事務所との連絡、従業者の出欠等の事務を行うため、単に1、2の机を配した程度の場所は事務所に含まれません。

(注3) 勤労者の福利厚生施設 【法701の34③二六、法令56の41、取扱通知第9章3(5)エ】

事業を行う者又は事業を行う者で組織する団体等が経営するものでこれらの者等が雇用する勤労者及び組合員の利用に供するための福利厚生施設並びにこれらの者等から経営の委託を受けて行う専ら勤労者等の利用に供するための福利厚生施設が対象となります。

福利厚生施設とは、体育館、保養所、理髪店、医務室、更衣室、休憩室、娯楽室、図書室、食堂、喫茶室などをいいます。ただし、タクシー乗務員の仮眠室、電話交換手の休憩室、制服着用義務者の更衣室、工場の浴室等の業務の性質上設置された施設は、福利厚生施設に該当しません。

(注4) 路外駐車場 [法701の34③二七、法令56の42]

駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で次に掲げるものが対象となります。

ア 都市計画において定められたもの

イ 駐車場法第12条の規定により届出がなされたもの

駐車スペース（駐車マス）の面積の合計が500㎡以上であり、利用者から駐車料金を徴収するものが対象となります。

ウ 一般公共の用に供されるものとして市長が認めたもの

公益上必要な施設からおおむね200メートル以内の距離に設置されており、不特定多数の者の利用に供されるものが対象となります。特定の店舗等の利用者だけの利便施設となる駐車場については、この非課税の対象となりません。

(注) 1 「路外駐車場」とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいいます。

2 「一般公共の用に供される」とは、特定の者のみに限定されず、不特定多数の者の利用に供されることをいいます。

3 月極駐車のみを取り扱い、時間駐車を取り扱わない駐車場は、この非課税の対象となりません。

4 非課税対象面積には、駐車のために供する部分のほか、車路、料金所及びターンテーブル等が含まれます。

(注5) 特定防火対象物に設置される消防用設備等、特殊消防用設備等及び防災施設等
[法701の34④、法令56の43]

消防法第17条第1項に規定する防火対象物のうち多数の者が出入りするものとして、アに掲げる特定防火対象物の範囲（法令56の43①）に該当する防火対象物（以下「特定防火対象物」といいます。）に設置される、イ（ア）に掲げる消防用設備等、イ（イ）に掲げる特殊消防用設備等及びイ（ウ）に掲げる防災施設等が対象となります。

なお、非課税の対象となるのは、特定防火対象物に設置される消防用設備等、特殊消防用設備等及び防災施設等に限られます。消防用設備等、特殊消防用設備等及び防災施設等が事業所用家屋に設置されていても、当該事業所用家屋がアに掲げる特定防火対象物に該当しない場合は、非課税の適用はありません。

ア 特定防火対象物の範囲（消防法施行令第6条別表第1からの抜粋）

項	防火対象物の用途等
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ 遊技場又はダンスホール
	ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗等で一定のもの
	ニ カラオケボックス等で一定のもの
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これに類するもの
(6)	イ(1) 次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。） (i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。）を有すること。 (ii) 医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。 (2) 次のいずれにも該当する診療所 (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 (3) 病院（(1)に掲げるものを除く。）、有床診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は有床助産所 (4) 無床診療所又は無床助産所
	ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設等で一定のもの
	ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム等で一定のもの
	ニ 幼稚園又は特別支援学校
	(9) イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16の2)	地下街
(16の3)	建築物の地階（(16の2)項に掲げるものの各階を除きます。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限ります。）

イ 非課税対象となる施設等（アに掲げる特定防火対象物に設置されるものに限り。）

（ア）消防用設備等〔法令56の43②〕

次に掲げる設備又は施設（これらのものに附置される非常電源を含みます。）で、**消防法第17条の技術上の基準に適合するもの**又は同法第17条の2の5第1項若しくは第17条の3第1項の規定の適用のあるもの（経過的に認められたものを除きます。）

区分		非課税対象施設	非課税割合
消防用設備	消火設備 ※水その他消火剤を使用して消火を行う機械器具又は設備	ア 消火器及び簡易消火用具（水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩） イ 屋内消火栓設備 ウ スプリンクラー設備 エ 水噴霧消火設備 オ 泡消火設備 カ 不活性ガス消火設備 キ ハロゲン化物消火設備 ク 粉末消火設備 ケ 屋外消火栓設備 コ 動力消防ポンプ設備	全部非課税
	警報設備 ※火災の発生を報知する機械器具又は設備	ア 自動火災報知設備 イ ガス漏れ火災警報設備 ウ 漏電火災警報器 エ 消防機関へ通報する火災報知設備 オ 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具及び非常警報設備（非常ベル、自動式サイレン及び放送設備）	
	避難設備 ※火災が発生した場合において避難するために用いる機械器具又は設備	ア すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他の避難器具 イ 誘導灯及び誘導標識	
消防用水		防火水槽又はこれに代わる貯水池その他の用水	
消火活動上必要な施設		排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備及び無線通信補助設備	

（イ）特殊消防用設備等

（ア）の消防用設備等に代えて用いる消防法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等であつて、（ア）の消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、特殊消防用設備等の設置及び維持に関する計画に従つて設置し、及び維持するものとして総務大臣の認定を受けたものをいいます。

(ウ) 防災施設等 [法令56の43③、④]

次に掲げる施設又は設備（1～9にあっては、**建築基準法等の規定に適合するもの**又は建築基準法第3条第2項（建築基準法第86条の9第1項において準用する場合を含みます。）の適用がある建築物若しくは建築物の部分に設置されているものに限ります。）

非課税対象施設	非課税割合
1 階段 (1) 特別避難階段の階段室及び附室 (2) 避難階段の階段室	全部
(3) (1)及び(2)以外の直通階段で避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階をいい、通常は1階をいいます。）又は地上へ通じるもの（傾斜路を含みます。）	1/2
2 廊下	1/2
3 消防用設備等以外の排煙設備（予備電源を含みます。）	全部
4 非常用の照明装置（予備電源を含みます。）	全部
5 非常用の進入口（バルコニーを含みます。）	全部
6 避難階における屋外への出入口（風除室等）	1/2
7 次の設備又は装置を設置している中央管理室（消防機関へ通報する火災報知設備に係る部分は除きます。） (1) 排煙設備の制御及び作動の状態の監視に係る設備 (2) 非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動に係る設備及び非常用エレベーターのかご内と連絡する電話装置 (3) 消防機関へ通報する火災報知設備	1/2
8 非常用エレベーター（予備電源を含みます。）	全部
9 主要構造部を準耐火構造とし、かつ、 地階又は3階以上の階に居室を有する建築物の部分のうち、次の部分で防火区画されているもの （1～8に掲げる施設又は設備に係るものを除きます。） ※ここでいう防火区画とは、縦方向に空間が連続する部分とその他の部分を準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画することをいいます。 (1) 吹抜きとなっている部分 (2) 階段の部分 (3) 昇降機の昇降路の部分 (4) ダクトスペースの部分 (5) その他これらに類する部分 ((1)～(4)からのみ人が出入りすることのできる公衆便所・公衆電話所等)	1/2

非課税対象施設	非課税割合								
<p>10 避難通路</p> <p>(1) 火災予防条例の規定により設置義務のある次に掲げる施設に設置される避難通路のうち、スプリンクラー設備の有効範囲内に設置されるもの</p> <p>ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場 床に固定されたいす席が設けられた客席に設置された避難通路（火災予防条例第58条五）</p> <p>イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの及び飲食店階の客席の床面積が150㎡以上の場合に、客席の各部分からいす席、テーブル席又はボックス席7個以上を通過せずに達するよう設置された有効幅員1.6m（客席の床面積が300㎡未満の飲食店にあっては1.2m）以上の避難通路（火災予防条例第60条）</p> <p>ウ 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗又は展示場階の売場又は展示場の床面積が150㎡以上の場合に、その売場又は展示場内に設けられた屋外へ通ずる避難口及び階段のすべてに直通する、次の幅員を有する主要避難通路（火災予防条例第61条①及び火災予防条例指導基準）</p> <table border="1" data-bbox="304 853 927 1010"> <thead> <tr> <th>売場又は展示場の床面積</th> <th>幅員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150㎡以上 300㎡未満</td> <td>1.2m以上</td> </tr> <tr> <td>300㎡以上</td> <td>1.6m以上</td> </tr> <tr> <td>3,000㎡超</td> <td>2.0m以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、売場又は展示場の床面積が600㎡以上の場合には、上記の主要避難通路のほか、主要避難通路に通ずる有効幅員1.2m以上の補助避難通路（火災予防条例第61条②）</p> <p>※これらの避難通路については、避難口や主要避難通路との接続のかたちや床と通路を区別する表示、その他設置物の状態等により消防署に認定された内容を基準として、非課税の適用部分を判定します。</p>	売場又は展示場の床面積	幅員	150㎡以上 300㎡未満	1.2m以上	300㎡以上	1.6m以上	3,000㎡超	2.0m以上	全部
売場又は展示場の床面積	幅員								
150㎡以上 300㎡未満	1.2m以上								
300㎡以上	1.6m以上								
3,000㎡超	2.0m以上								
<p>(2) 火災予防条例の規定に基づき設置された避難通路のうち、(1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>※上記(1)の避難通路のうちスプリンクラー設備の有効範囲外のもの等</p>	1/2								
<p>11 火災予防条例の規定に基づき設置された喫煙所</p>	1/2								
<p>12 条例又は市長若しくは消防長の命令に基づき設置する施設又は設備で、火災又は地震等の災害による被害を予防し、又は軽減するために有効に管理されていると市長が認めるもの</p>	1/2								

- (注) 1 イ(ア)～(ウ)の消防用設備等、特殊消防用設備等及び防災施設等であっても、壁、天井等に埋め込まれ、又は取り付けられ、その床面積がない場合は、その設備等が設置された部分は非課税の対象となりません（例：天井に設置されたスプリンクラーヘッドの部分）。
- 2 消防法又は建築基準法施行前の建築物等については、従前の規定に適合すればよいものです。

V 事業所税の課税標準の特例

事業所税には、非課税と同様に、人的な課税標準の特例（以下「特例」といいます。）と用途による特例があります。その対象等は下表のとおりで、表に掲げる施設等で行われる事業に対する資産割又は従業者割の計算において、事業所床面積又は従業者給与総額にその控除割合を乗じて得た面積又は金額が控除されます。

また、事業所税の特例に関して、次のことにご注意ください。

- 1 特例の適用があるかどうかは、課税標準の算定期間の末日の現況（事業所等が廃止された場合は、廃止日の現況）によって判定されます。

課税標準の算定期間の中で用途変更された場合は、次のとおりになります。

(1) 資産割

課税標準の算定期間の中で特例の適用がない施設から特例の適用がある施設に用途変更された場合はその施設全体が特例の適用がある施設とされ、また、特例の適用がある施設から特例の適用がない施設に用途変更された場合は月割されることなくその施設全体が特例の適用がない施設として課税されます。

(2) 従業者割

特例の適用がある施設に該当する期間中に支払われた従業者給与総額のみが特例の対象となります。

- 2 用途による特例については、**直接特例の用途に供される施設のみ**が特例の対象とされます。このため、廊下、階段等の共用部分は、原則として、特例が適用されません。

- 3 2以上の特例に該当する場合は、①から③までの順序により、一の特例を適用した後の課税標準に対して次の特例を適用します。〔法令56の71、法令附則16の2の10〕

《適用順序》

- ① 地方税法第701条の41第1項（2以上の号に該当する場合でも重複適用は行いません。）
- ② 地方税法第701条の41第2項
- ③ 地方税法附則第33条

（注）課税標準の特例の適用がある施設について初めて申告される場合及び変更等があった場合は、課税標準の特例の適用がある施設に該当する事実を証明する書類（免許を必要とする業種にあっては、その免許証の写し等）並びに課税標準の特例の適用がある施設に該当する部分を明確にした平面図及び求積表等を提出してください。

特例対象施設一覧表

（法第701条の41）

項	号	対象施設等	要件等	控除割合	
				資産割	従業者割
1	1	協同組合等	法人税法第2条第7号に規定する協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2
1	2	各種学校等	学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校において直接教育の用に供する施設	1/2	1/2

項	号	対象施設等	要件等	控除割合	
				資産割	従業者割
1	3	公害防止施設	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設	3/4	—
1	4	公害防止事業用施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項等の規定による許可、認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業の用に供する施設	3/4	1/2
1	5	家畜市場	家畜取引法第2条第3項に規定する家畜市場	3/4	—
1	6	生鮮食料品価格安定用施設	公的補助等により設置される消費地食肉冷蔵施設	3/4	—
1	7	醸造業の製造用施設	みそ、しょうゆ、食用酢又は酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で、包装、びん詰、たる詰等の作業のための施設以外の施設	3/4	—
1	8	木材市場・木材保管施設	定期的に関場されその売買がせり売り等の方法により行われる木材市場又は製材業者等がその事業の用に供する木材保管施設	3/4	—
1	9	旅館・ホテル用施設	旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設(ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供されるものを除きます。)	1/2	—
1	10	港湾施設のうち一定のもの	港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち、港務通信施設、旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所、船舶役務用施設	1/2	1/2
1	11	港湾施設のうち上屋、倉庫	港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち、上屋及び倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫で、臨港地区内に設置されるもの	3/4	1/2
1	12	外国貿易コンテナ一施設	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設	1/2	—
1	13	港湾運送事業用上屋	港湾運送事業法第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号又は第2号に掲げる一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋	1/2	—
1	14	倉庫業者の倉庫(営業用倉庫)	倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	—

項	号	対象施設等	要件等	控除割合	
				資産割	従業者割
1	15	タクシー事業用施設	道路運送法第3条第1号ハに掲げるタクシー事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	1/2	1/2
1	16	公共の飛行場に設置される施設	公共の飛行場に設置される航空運送事業の用に供する施設で、格納庫、運航管理施設、航空機整備施設等	1/2	1/2
1	17	流通業務地区内の上屋、店舗等	流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される貨物積卸施設、倉庫、上屋、卸売業等の用に供される店舗等	1/2	1/2
1	18	流通業務地区内の倉庫業者の倉庫	流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	1/2
1	19	特定信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2
2		心身障害者多数雇用事業所等	心身障害者を多数雇用する一定の事業所等で、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金の支給に係る施設又は整備に係るもの	1/2	—

(法附則第33条) ※特例の適用期限が定められています。

項	号	対象施設等	要件等	控除割合	
				資産割	従業者割
5		特定農産加工事業用施設	特定農産加工業経営改善等臨時措置法に規定する特定農産加工業者等が令和10年3月31日までに承認を受けた計画に基づき実施する経営改善措置に係る事業又は調達安定化措置に係る事業の用に供する施設	1/4	—

VI 事業所税の減免

名古屋市では、地方税法に規定する非課税又は課税標準の特例の適用がある施設との均衡上、特別な事情があるものについて条例により減免することとしています。

減免の対象等は38～42ページ「減免対象施設一覧表」のとおりですが、表に掲げる施設等で行われる事業に対する資産割又は従業者割について、その割合を乗じて得た額が減免されます。

また、事業所税の減免に関して、次のことにご注意ください。

1 減免を受けようとする場合は、**申告納付期限までに「事業所税減免申請書」を提出して**いただいたうえ、栄市税事務所から「事業所税の減免申請に対する承認通知書」を受けることが必要です。

2 減免の申請期限は、申告納付期限と同日ですが、その納付期限までに減免額が確定した（減免承認の通知があった）場合は、減免額を控除して税額を納付することができますので、減免に該当する方は、早めに申告書とともに減免申請書を提出してください。

なお、納付期限までに減免額が確定しない（減免承認の通知がない）場合は、申告書に記載された納付すべき税額（減免額を控除する前の税額）を納付期限までに納付してください。後日、減免額が確定した段階で減免額を還付いたします。

減免額が確定していないものの、減免額を控除した税額を納付した場合で、減免の適用ができなかったときは、その納付期限の翌日から納付までの期間に応じて延滞金が加算されます。

3 減免の適用があるかどうかは、**課税標準の算定期間の末日の現況（事業所等が廃止された場合は、廃止日の現況）**によって判定されます。

課税標準の算定期間の中で用途変更された場合は、次のとおりになります。

(1) 資産割

課税標準の算定期間の中で減免の適用がない施設から減免の適用がある施設に用途変更された場合はその施設全体が減免の適用がある施設とされ、また、減免の適用がある施設から減免の適用がない施設に用途変更された場合は月割されることなくその施設全体が減免の適用がない施設として課税されます。

(2) 従業者割

減免の適用がある施設に該当する期間中に支払われた従業者給与総額のみが減免の対象となります。

4 **直接減免の用途に供される施設のみが減免の対象**となります。このため、廊下、階段等の共用部分は、原則として、減免の対象となりません。

5 減免額については、**100円未満の端数金額を切り上げて計算**します。

(注)減免申請書の記載例について36～37ページをご覧ください。

(注)減免申請書には、減免を受けようとする事由を証明する書類（38～42ページ「減免対象施設一覧表」参照）を添付する必要がありますので、事前におたずねください。

なお、減免を受けようとする事由を証明する書類は初めて申請する時だけでなく、申請時には毎回、申請書と併せてご提出ください。

減免申請書記載例

第13号様式



※ 処理 事項	発信年月日		整理番号
	通信日付印	確認	
	年 月 日		

事業所税減免申請書			
令和 9 年 5 月 31 日			
(宛先) 名古屋市 栄 市税事務所長			
申請者 (納税義務者)	所在地 (住所)	本店	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 (電話番号 052-961-1111)
		支店	(電話番号)
	名称(氏名)		名古屋事業所税株式会社
事業所税の減免を受けたいので、名古屋市市税減免条例第 15 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。			
事業年度又は課税期間 ①		令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで	
事業所税額	資産割額(円) ②	7,549,164	従業員割額(円) ③ 909,697
	合計(円) ④	8,458,800	
事業所等の所在地 ⑤		事業所床面積(㎡) ⑥	従業員給与総額(円) ⑦
港区当知3丁目101番地		9,875.00 (2,468.75)	
合 計		9,875.00	
減免を受けようとする事由 ⑧	名古屋市市税減免条例第 条第 項 名古屋市市税減免条例施行細則第30条第4号 倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫に該当するため		
添付書類 ⑨	<input checked="" type="checkbox"/> 減免を受けようとする事由に該当する事実を証明する書類 (例) 平面図、求積表、倉庫業者登録通知書、倉庫明細書 <input type="checkbox"/> その他		

(注) 該当する□にレ印をつけてください。

※処理事項			
資産割減免額	従業員割減免額	減免額合計	納付税額

事業所税の申告書(第44号様式)の「⑩」欄の数値を記載してください。

事業所税の申告書(第44号様式)の「⑯」欄の数値を記載してください。

「②」欄の数値と「③」欄の数値の合計を記載してください。
100円未満の端数が生じた場合は、切り捨ててください。

減免申請の対象となる事業所等に係る事業所床面積を記載してください。
※事業所床面積は、非課税・課税標準の特例の適用がある場合、差し引き後の面積を記載してください。
※減免対象となる事業所が新設・廃止された場合には、月割計算後の床面積をカッコ内に記載してください。
例) 使用月数が3月である場合

$$9,875.00 \times \frac{3}{12} = 2,468.75$$

適用条項を含め、減免を受けようとする事由をなるべく詳しく記載してください。

38~42ページの「減免対象施設一覧表」を参考に、減免事由を証明する書類を併せて提出してください。また、申請内容に応じて、個別に証明書類の提出・現地調査等をお願いすることがあります。
※減免を受けようとする事由を証明する書類は、毎年ご提出いただく必要があります。

ご案内

申告書の記載例については54~67ページをご覧ください。

減免対象施設一覧表

(名古屋市市税減免条例)

条 項	対象施設等	要件等	減免事由を証明する書類 (下記のうちいずれか)	減免割合		
				資産割	従業者割	
14	1	災害により被害を受けた施設	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により被害を受けた施設	り災(被災)証明書、写真、光熱水費の証明書(請求書)、補修費用の請求書、被災部分に係る平面図等	一定割合 (注)	—

(注)

- 1 課税標準の算定期間の中で事業を行うことができなくなったが算定期間の中で再び行えるようになったもの

$$\text{一定割合} = \frac{\text{事業を行うことができなくなった日の属する月の翌月から事業を再び行うことができるようになった日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

- 2 課税標準の算定期間の中で事業を行うことができなくなった施設で、課税標準の算定期間の末日後、事業を再び行うことができるようになったもの

- (1) 事業を行うことができなくなった日の属する課税標準の算定期間

$$\text{一定割合} = \frac{\text{事業を行うことができなくなった日の属する月の翌月から課税標準の算定期間末日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

- (2) 事業を再び行うことができるようになった日の属する課税標準の算定期間

$$\text{一定割合} = \frac{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から事業を再び行うことができるようになった日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

- (3) (1)及び(2)以外の課税標準の算定期間

$$\text{一定割合} = \text{資産割の全部}$$

(名古屋市市税減免条例施行細則)

条 号	対象施設等	要件等	減免事由を証明する書類 (下記の書類全て)	減免割合		
				資産割	従業者割	
28	1	劇場等	法第72条の2第8項第28号に規定する演劇興行業の用に供する劇場等で、主として定員制をとり、かつ、舞台、舞台裏及び楽屋の部分の延べ面積がその劇場等の客席部分の延べ面積に比し広大であるもの	ア 舞台等の部分及び客席部分の延べ面積計算書 イ 舞台等の部分及び客席部分を区分した平面図	舞台等に係る資産割額の1/2	—

条 号	対象 施設等	要件等	減免事由を 証明する書類 (下記の書類全て)	減免割合		
				資産割	従業 者割	
28	2	指定自動車教習所	道路交通法第99条の規定による指定自動車教習所	公安委員会より交付された「指定書」	1/2	1/2
28	3	大学以外の学校の生徒等の旅行用貸切バス	道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者がその本来の事業の用に供する施設（当該事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第1条に規定する学校（大学を除きます。）又は同法第124条に規定する専修学校がその幼児、児童、生徒又は学生のために行う旅行の用に供した場合に限ります。）	ア 一般旅客自動車運送事業の許可証 イ 42 ページ(注)の式を用いて一定割合を算出するために必要な数値と、その数値の正当性が確認できる書類	一定割合(注)	一定割合(注)
29	1	酒類保管倉庫	酒税法第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	ア 酒類の販売業の免許 イ 酒類の保管倉庫の平面図（酒類の保管部分・面積がわかるもの） ウ 所轄税務署長に提出した酒類の販売数量の報告書（卸売と小売に区分されているもの）	1/2	—
29	2	タクシー事業用施設	タクシーの台数が250台以下のタクシー事業者がタクシー事業の用に供する施設で事務所以外の施設	ア 一般乗用旅客自動車運送事業の許可証 イ 次の(1)～(4)を記載した「営業所別タクシー台数一覧表」 (1) 営業所名 (2) 営業所の所在地 (3) タクシーの台数 (4) ハイヤーの台数	全部	全部
29	3	農林中央金庫	農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	対象施設の平面図	全部	全部

条 号	対象 施設等	要件等	減免事由を 証明する書類 (下記の書類全て)	減免割合	
				資産割	従業 者割
29	4	農業協同組合等の共同利用施設等	農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設 (法701条の34第3項第12号に掲げる非課税とされる共同利用施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれらに類する施設を除きます。)	対象施設の平面図	全部 全部
30	1	古紙回収事業用施設	古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	事業内容に関する書類	1/2 —
30	2	家具保管用倉庫	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が製品又は商品の保管の用に供する施設	ア 事業内容に関する書類 イ 家具保管倉庫の平面図	1/2 —
30	3	織物、綿製造業等の保管用施設	ねん糸、かさ高加工糸、織物及び綿の製造並びに機械染色整理の事業を行う中小企業者 (ねん糸及びかさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専ら当該事業を行う者に限ります。)が、原材料又は製品の保管(織物の製造を行う者にあつては、製造の準備を含みます。)の用に供する施設	原材料又は製品の保管施設に係る平面図	1/2 —

条 号	対象 施設等	要件等	減免事由を 証明する書類 (下記の書類全て)	減免割合	
				資産割	従業 者割
30	4 倉庫及 び上屋	倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法第3条第1号に規定する一般港湾運送事業若しくは同条第2号に規定する港湾荷役事業の用に供する上屋（市内に所在するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて30,000㎡未満の場合に限ります。）	ア 倉庫業登録通知書 イ 倉庫明細書 ウ 倉庫又は上屋に係る平面図（倉庫・上屋それぞれの合計面積が算定できるもの） ※上屋のみの場合は、ウのみ。	全部	全部
30	5 ビルメン テナ ンス業 従事従 業者	労災保険率適用事業細目表事業の種類番号93に規定するビルメンテナンス業に直接従事する従業者	ア 労災保険率適用事業を証する書類（保険関係成立届等） イ 次の(1)～(4)を記載した「ビル別メンテナンス要員配置表」（市内に限る） (1) ビル名 (2) ビルの所在地 (3) ビルの所有者名 (4) 配置人員数及びその給与総額（次の(i)～(iii)に掲げる者に応じて区分したものとする。） (i) 年齢65歳以上の者及び障害者 (ii) 年齢55歳以上65歳未満の雇用改善助成対象者 (iii) (i)及び(ii)以外の者	—	全部

条 号	対象 施設等	要件等	減免事由を 証明する書類 (下記の書類全て)	減免割合		
				資産割	従業 者割	
30	6	ひな人形・五月人形の保管施設	ひな人形及び五月人形並びにこれらの附属品の製造及び販売の事業を専ら行う中小企業者が、製品又は商品の保管の用に供する施設	保管の用に供する施設に係る平面図	1/2	—
30	7	麻又は化学繊維製の袋の保管施設	一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された麻又は化学繊維製の袋（穀物を収納する袋に限ります。）の再生加工及び販売の事業を専ら行う者が製品又は商品の保管の用に供する施設	保管の用に供する施設に係る平面図	1/2	—
30	8	ディスプレイ業の資材の保管施設	見本市、展示会等において会場の設営等を行うディスプレイ業を専ら行う者がその本来の事業の用に供する資材の保管の用に供する施設	保管の用に供する施設に係る平面図	1/2	—
30	9	脱脂綿の原材料又は半製品の保管施設	脱脂綿の製造を行う中小企業者が、原材料又は半製品の保管の用に供する施設	保管の用に供する施設に係る平面図	1/2	—

(注) 大学以外の学校の生徒等の旅行用貸切バスの減免額（一定割合）

$$\text{一定割合} = \frac{\text{減免要件に該当する生徒等の旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数}}{\text{貸切バスの総走行キロメートル数の合計数}} \times \frac{1}{2}$$

VII 事業所税の申告納付

1 事業所税の申告及び納付のあらまし

事業所税は、納税義務者が税額を計算して以下の申告納付期限までに申告し、その申告した税額を納付していただきます。

(1) 申告納付の期限等

区分	申告者等	申告先	申告納付期限
事業所税	申告納付 事業を行う法人又は個人	栄市税事務所 法人課税課 (事業所税担当)	【法人】 事業年度終了の日から2か月以内(注) 〔法701の46〕
	申告のみ		【個人】 ○原則として翌年の3月15日まで ○事業を廃止した場合 廃止の日から1か月以内 ○納税義務者の死亡によって事業を廃止した場合 廃止の日から4か月以内 〔法701の47〕
事業所等の新設・廃止申告	市内において事業所等を新設又は廃止された方		新設又は廃止の日から30日以内
事業所用家屋の貸付け申告	事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている方		貸し付けた日又は異動を生じた日から30日以内

(注) 事業所税においては、法人税・法人住民税のような会計監査人の監査を理由とする申告期限の延長制度はありません。

(2) 申告書の添付書類

ア 事業所税申告書 (54～67 ページ参照)

(ア) 事業所等明細書 (別表 1)

(イ) 非課税明細書 (別表 2)

- (ウ) 課税標準の特例明細書 (別表 3)
- (エ) 共用部分の計算書 (別表 4)
- (オ) 福利厚生施設の明細
- (カ) 従業者給与総額月別内訳明細表
- (キ) みなし共同事業に係る明細書
- (ク) 平面図及び求積表等
- イ 事業所用家屋の貸付け申告書
 - (ア) 共用部分の明細書
 - (イ) 事業所部分の床面積計算書

2 社会保障・税番号制度に基づく本人確認について

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入に伴い、個人の方については個人番号の記載が必要になりました。また、個人番号を記載した申告書等を提出していただく際には、番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）に基づいた本人確認（身元確認及び番号確認）を行います。

本人確認に必要な書類は下表のとおりです。郵送により提出する場合は、書類の写しを同封してください。なお、公的医療保険の資格確認書の写しを同封する場合は、保険者番号や被保険者の記号番号等を黒塗りしてください。

本人		代理人	
身元確認	<p>【以下に例示する書類いずれか1枚】 個人番号カード（マイナンバーカード）、運転免許証、身体障害者手帳、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書等（顔写真付きで「氏名及び生年月日」又は「氏名及び住所」が記載されている書類）、資格確認書</p> <p>【上記書類をお持ちでない場合、以下に例示する書類を2枚】 国民年金手帳、会社の社員証、学生証等（顔写真のない「氏名及び生年月日」又は「氏名及び住所」が記載されている書類）</p>	代理権確認	<p>【以下に例示する書類いずれか1枚】 戸籍謄本、委任状等の代理権を確認できる書類 ※代理人が税理士又は税理士法人の場合 税務代理権限証書</p>
		代理人の身元確認	<p>【以下に例示する書類いずれか1枚】 個人番号カード（マイナンバーカード）、運転免許証、身体障害者手帳、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書等（顔写真付きで「氏名及び生年月日」又は「氏名及び住所」が記載されている書類）</p> <p>【上記書類をお持ちでない場合、以下に例示する書類を2枚】 資格確認書、国民年金手帳、会社の社員証、学生証等（顔写真のない「氏名及び生年月日」又は「氏名及び住所」が記載されている書類）</p>
番号確認	<p>【以下に例示する書類いずれか1枚】 個人番号カード（マイナンバーカード）、通知カード（氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限ります。）、個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し</p>	本人の番号確認	<p>【以下に例示する書類いずれか1枚】 本人の個人番号カード（マイナンバーカード）、本人の通知カード（氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限ります。）、本人の個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し</p>

3 事業所税の申告書及び納付書の書き方

- (1) 事業所税の申告書は、54～67ページの記載例にしたがって記入してください。
- (2) 納付書は、68～69ページの記載例にしたがって記載してください。
なお、納期限経過後に納付される場合は、7(1)により延滞金を計算し、延滞金欄に記載のうえ、税額と併せて納付してください。

4 申告書の提出について

事業所税の申告書は、栄市税事務所法人課税課（事業所税担当）へ提出してください（郵送の場合、申告書の控に受付印が必要な方は、切手を貼った返信用の封筒を同封してください）。

5 納付場所

名古屋市指定金融機関、名古屋市収納代理金融機関、市税事務所及び区役所等（納付書裏面を参照してください）

6 修正申告・更正の請求・更正決定処分

- (1) 修正申告 【法701の49②】
すでに確定した課税標準額又は税額が過少であったため不足額が生じることとなる場合は、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付してください。
また、一定の条件に該当する場合は加算金（46～48 ページ）が課されます。
- (2) 更正の請求 【法20の9の3】
申告書（修正申告書を含みます。）に記載した課税標準額又は税額の計算が法令の規定に従っていなかったこと又は計算に誤りがあったことにより納付税額が過大である場合は、申告納付期限から5年間に限り更正の請求ができます。
- (3) 更正・決定 【法701の58】
事実と相違した課税標準額等で申告されたり、申告書を提出されなかった場合には、更正又は決定を受けることとなります。
送付された納付書のとおり納付するほか、加算金（46～48 ページ）が課されます。

7 延滞金

- (1) 延滞金 【法701の60】
事業所税額を納期限後に納付する場合は、納付税額に納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、延滞金額を加算して納付していただきます。
延滞金の割合は、各年の延滞金特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、次に掲げる延滞金の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とします。
ア 年14.6%の割合の延滞金
当該延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合
イ 年7.3%の割合の延滞金
当該延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%を超え

る場合には、年7.3%の割合)

なお、イの割合が適用される税額の区分については、次表のとおりです。

税額の区分	イの割合の適用期間
① 提出期限までに提出した申告書に係る税額	当該税額に係る事業所税の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
② 提出期限後に提出した申告書に係る税額	当該提出した日までの期間及びその日の翌日から1月を経過する日までの期間
③ 修正申告書に係る税額	修正申告書を提出した日までの期間及びその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(注1) 「延滞金特例基準割合」とは、平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合）に年1%の割合を加算した割合をいいます。

(注2) 計算の基礎となる税額に、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨て、その全額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てて計算します。また、その延滞金に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てます。なお、その全額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てます。〔法20の4の2②、⑤〕

8 加算金 [法701の61、701の62]

(1) 不申告加算金

ア 対象

原則として以下の場合において申告、決定又は更正により納付すべき税額に対して次表の割合を乗じた不申告加算金が課されます。なお、令和5年12月31日以前に申告書の納付期限が到来するものについては名古屋市公式ウェブサイトを参照してください。

(ア) 期限後申告をした場合又は決定を受けた場合

(イ) 期限後申告をした後において、修正申告をした場合又は更正を受けた場合

(ウ) 決定を受けた後に、修正申告をした場合又は更正を受けた場合

イ 対象税額と割合(注1)

	対象税額等	割合
原則	納付すべき税額のうち 50万円以下の部分	15%
	納付すべき税額のうち 50万円～300万円以下部分	20% (5%加重)
	納付すべき税額のうち 300万円を超える部分	30%
更正や決定があるべきことを予知しておらず申告した または修正申告をした場合		5%
加算金の 加重措置 (注2)	期限後申告、修正申告の提出または更正、決定を受けた 日の前日から起算して5年前までに不申告加算金または 重加算金を課されたことがある場合	10% (加重)
	期限後申告、修正申告の提出または更正、決定を受けた 課税標準の算定期間の属する年の前年度、前々年度の事 業所税において不申告加算金または重加算金が課された ことがある場合又は課すべきと認める場合	10% (加重)

(注1) 次のすべてに該当する場合、不申告加算金はかかりません。

(ア) 申告納付期限から1か月を経過する日までに申告が行われている。

(イ) (ア) で申告した税額の全額が期限までに納付されている。

(ウ) 申告書提出日の前日から起算して5年前の日までの間に、事業所税について不申告加算金又は重加算金を課されたことがなく、かつこの規定の適用を受けていない。

(注2) 過去の不申告加算金については、更正や決定があるべきことを予知しておらず申告した、または修正申告した場合は除きます。

(2) 過少申告加算金

ア 対象

原則として申告期限までに申告した場合において、更正を受けた場合又は修正申告をした場合は、更正又は修正申告により納付すべき税額に対して下表の割合を乗じた過少申告加算金が課されます。

イ 対象税額と割合(注)

	対象税額等	割合
	更正又は修正申告により納付すべき税額	10%
	更正又は修正申告により納付すべき税額のうち申告期限内に申告した税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分	15% (5%加重)

(注) 修正申告書を提出した場合で更正があるべきことを予知してされたものでないときは、過少申告加算金はありません。

(3) 重加算金

不申告加算金、過少申告加算金が課される場合で、課税標準額の計算の基礎となるべき事実を隠蔽または偽装したことによる場合は、重加算金（不申告加算金に代えて 40%、過少申告加算金に代えて 35%）が課されます。

(4) 端数処理

ア 基礎となる税額

基礎となる税額に 1,000 円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てます。

基礎となる税額が 2,000 円未満であるときはその全額を切り捨てます。

イ 加算金額

加算金額に 100 円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てます。

加算金額が 1,000 円未満であるときはその全額を切り捨てます。

9 事業所等の新設・廃止申告 【法701の52①、条89の11①】

市内において事業所等を新設又は廃止した方は、新設又は廃止した日から30日以内に、「法人の設立・事務所事業所新設廃止申告書」を提出してください。

10 事業所用家屋の貸付け申告 【法701の52②、条89の11②及び③】

事業を行う方に事業所用家屋の全部又は一部を貸し付けた場合は、「事業所用家屋の貸付け申告書」を提出してください。

なお、事業所用家屋の貸付け申告については、別に「事業所用家屋の貸付け申告書 作成の手引」を用意していますので、必要な方はお問い合わせ先までご連絡ください。

(1) 申告書を提出する必要がある方

ア 事業を行う方に事業所用家屋を貸し付けた方

イ 申告した貸付け状況に異動（借主の入居・退去・貸付け面積の変更）があった方

(2) 申告期限

貸し付けた日又は異動があった日から 30 日以内

VIII 事業所税のQ & A

Q1 倉庫などの従業者が常駐していない事業所等も申告する必要がありますか。

A1 従業者が常駐しない倉庫(無人倉庫等)であっても、市内又は市外に管理する事業所等があれば申告する必要があります。

Q2 算定期間(事業年度等)の途中で、事業所の1つを廃止(新設)しましたが、月割計算はどのように行うのですか。

A2 算定期間(事業年度等)の途中で廃止(新設)をした場合の床面積の算定は、月割で計算します。廃止の場合は廃止の日が属する月までの月数で計算し、新設の場合は、新設の日が属する月の翌月からの月数で計算します。

※ 一の事業所等における拡張、縮小等の単なる床面積の異動の場合は、月割計算は行いません。

なお、「一の事業所等」とは、一区画を占めて経済活動を行うものをいい、同一の敷地内にあれば経営主体が同一である限り、一区画とみなし、一単位の事業所等となります。

よって、算定期間(事業年度等)の途中で、同一ビル内の別フロアに事業所等を借り増しした場合、または移転した場合についても事業所等の新設ではないので、月割計算は行わず、算定期間(事業年度等)の末日の床面積が課税標準となります。

Q3 算定期間(事業年度等)の途中で、さらに同一ビル内の別フロアに事業所等を借り増しした場合は、月割計算になりますか。

A3 同一ビル内で、借り増しした場合は、事業所等の新設ではないので月割計算は行わず、算定期間(事業年度等)の末日の床面積が課税標準となります。

Q4 貸ビル業に事業所税はかかりますか。

A4 事業所税では、その場所を借りて実際に事業を行っている法人や個人が納税義務者となります。ただし、貸ビルの管理人室や管理用品倉庫等など、ビルの管理のための施設は、貸ビル業者が自己使用する施設となります。

なお、事業所用家屋を貸し付けている方には、事業所用家屋の貸付け申告書の提出が義務付けられています。

Q5 社員寮、社宅、研修所は福利厚生施設として非課税になりますか。

A5 社員寮及び社宅は、人の居住の用に供するものであるため、そもそも課税の対象とはなりません。

研修所は、福利厚生施設であるとは認められませんので、非課税とはなりません。

Q6 課税標準の算定期間(事業年度等)の末日に、事業所の新設・廃止があった場合は、それぞれ免税点判定に含まれますか。

A6 課税標準の算定期間(事業年度等)の末日に、事業所の新設・廃止があった場合でも、当該事業所は資産割及び従業者割の免税点判定に含まれます。

IX 事業所税の税額の計算例

名古屋事業所税株式会社は、3月決算（1年決算）の法人で、4月1日から翌年3月31日までの事業年度において、使用している事業所用家屋の床面積及び事業年度中に支払われた給与総額等は、次のとおりとします。

○ 本 社（中区三の丸三丁目1番1号）

- | | |
|---|------------------|
| (1) 名古屋市税ビル（特定防火対象物）に入居（名古屋市税不動産株式会社所有） | |
| (2) 名古屋市税ビル全体の床面積 | 7, 273. 43㎡ |
| (3) (2)のうち、入居事業所全体の専用床面積 | 4, 464. 04㎡ |
| (4) (3)のうち、名古屋事業所税株式会社の専用床面積 | 1, 217. 56㎡ |
| (5) (4)のうち、福利厚生施設に係る非課税床面積 | 122. 68㎡ |
| (6) (4)のうち、防災施設等に係る非課税床面積 | 38. 45㎡ |
| (7) 共用床面積 | 2, 809. 39㎡ |
| (8) (7)のうち、防災施設等に係る非課税床面積 | 1, 742. 18㎡ |
| (9) 本社勤務従業員70人に支払われた給与総額 | 2億9, 438万5, 871円 |
| (10) (9)のうち、福利厚生施設に勤務する従業員2人に支払われた給与等 | 439万7, 889円 |
| (11) (9)のうち、役員以外の年齢65歳以上の従業員15人に支払われた給与等 | 3, 300万6, 178円 |
| (12) (9)のうち、年齢55歳以上65歳未満の雇用改善助成対象者2人に支払われた給与等 | 438万8, 798円 |
| (13) 名古屋市税ビル内に事業所税愛知株式会社（特殊関係者）が入居
（専用床面積：304. 39㎡、共用床面積：72. 76㎡、従業員数：15人） | |

○ 港 倉 庫（港区当知三丁目1番地の1）

- | | |
|--|----------------|
| (1) 事業所床面積 | 40, 000. 00㎡ |
| (2) (1)のうち、営業用倉庫に係る課税標準の特例の対象となる床面積 | 39, 500. 00㎡ |
| (3) 港倉庫勤務従業員20人に支払われた給与総額 | 6, 839万4, 688円 |
| (4) (3)のうち、年齢55歳以上65歳未満の雇用改善助成対象者1人に支払われた給与等 | 190万3, 424円 |

○ 中村営業所（中村区名駅一丁目1番1号）

- | | |
|---|----------------|
| (1) 東営業所へ移転するため、12月15日に廃止 | |
| (2) 廃止の日現在の事業所床面積 | 849. 41㎡ |
| (3) 4月1日から12月15日までの間に中村営業所に勤務した従業員20人に支払われた給与総額 | 3, 321万3, 842円 |

○ 東 営 業 所（東区主税町1丁目1番地）

- | | |
|---|----------------|
| (1) 中村営業所から移転し、12月15日に新設 | |
| (2) 算定期間の末日の事業所床面積 | 948. 36㎡ |
| (3) (2)のうち、福利厚生施設に係る非課税床面積 | 58. 77㎡ |
| (4) 12月15日から翌年3月31日までの間に東営業所に勤務した従業員20人に支払われた給与総額 | 1, 123万3, 841円 |
| (5) (4)のうち、役員以外の年齢65歳以上の従業員1人に支払われた給与等 | 279万8, 735円 |

(資産割)

1 免税点判定

$$\begin{aligned}
 & \left[\begin{array}{l} \text{〔専用床面積〕} \\ \text{〔共用床面積〕} \end{array} \right] + \left\{ \left(\begin{array}{l} \text{〔共用部分のうち} \\ \text{の非課税床面積〕} \end{array} \right) \times \left[\begin{array}{l} \text{〔名古屋事業所税株式} \\ \text{会社の専用床面積} \end{array} \right] \right\} \\
 \text{本社} \quad & 1,217.56 \text{ m}^2 + \left\{ (2,809.39 \text{ m}^2 - 1,742.18 \text{ m}^2) \times \frac{1,217.56 \text{ m}^2}{4,464.04 \text{ m}^2} \right\} \\
 & \left[\begin{array}{l} \text{〔専用部分のうちの非課税床面積〕} \\ \text{〔全体の専用床面積〕} \end{array} \right] \\
 & - (122.68 \text{ m}^2 + 38.45 \text{ m}^2) + (304.39 \text{ m}^2 + 72.76 \text{ m}^2) \\
 & \left[\begin{array}{l} \text{〔端数処理} \\ \text{291.079...} \end{array} \right] \quad \left[\begin{array}{l} \text{〔事業所税愛知株式会社の事業所床面積〕} \end{array} \right] \\
 & = 1,217.56 \text{ m}^2 + 291.07 \text{ m}^2 - 161.13 \text{ m}^2 + 377.15 \text{ m}^2 = 1,724.65 \text{ m}^2 \cdots (\text{あ}) \\
 \text{港倉庫} \quad & 40,000.00 \text{ m}^2 \cdots (\text{い}) \\
 \text{東営業所} \quad & 948.36 \text{ m}^2 - 58.77 \text{ m}^2 = 889.59 \text{ m}^2 \cdots (\text{う}) \\
 (\text{あ}) + (\text{い}) + (\text{う}) & = 42,614.24 \text{ m}^2 \rightarrow \text{免税点超} \\
 & (\text{注}) \text{中村営業所は、課税標準の算定期間の末日現在所在しないので免税点判定の事業所床} \\
 & \text{面積には含めません。}
 \end{aligned}$$

2 課税標準

$$\begin{aligned}
 \text{本社} \quad & 1,347.50 \text{ m}^2 \cdots (\text{え}) \\
 & \left[\begin{array}{l} \text{〔課税標準の} \\ \text{特例床面積〕} \end{array} \right] \left[\begin{array}{l} \text{〔営業用倉庫} \\ \text{の控除割合〕} \end{array} \right] \\
 \text{港倉庫} \quad & 40,000.00 \text{ m}^2 - \left(39,500.00 \text{ m}^2 \times \frac{3}{4} \right) = 10,375.00 \text{ m}^2 \cdots (\text{お}) \\
 & \left[\begin{array}{l} \text{〔事業年度開始の月から} \\ \text{事業所の廃止の月までの月数} \end{array} \right] \\
 \text{中村営業所} \quad & 849.41 \text{ m}^2 \times \frac{9}{12} = 637.05 \text{ m}^2 \cdots (\text{か}) \\
 & \quad \quad \quad \left[\begin{array}{l} \text{〔端数処理 637.0575〕} \end{array} \right] \\
 & \left[\begin{array}{l} \text{〔非課税} \\ \text{床面積〕} \end{array} \right] \left[\begin{array}{l} \text{〔新設の月の翌月から} \\ \text{事業年度終了の月までの月数} \end{array} \right] \\
 \text{東営業所} \quad & (948.36 \text{ m}^2 - 58.77 \text{ m}^2) \times \frac{3}{12} = 222.39 \text{ m}^2 \cdots (\text{き}) \\
 & \quad \quad \quad \left[\begin{array}{l} \text{〔端数処理 222.3975〕} \end{array} \right] \\
 (\text{え}) + (\text{お}) + (\text{か}) + (\text{き}) & = \underline{\underline{12,581.94 \text{ m}^2}}
 \end{aligned}$$

3 資産割額 [税率]

$$12,581.94 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = 7,549,164 \text{ 円} \cdots (\text{く}) \text{ (注) 1円単位まで記入してください。}$$

(従業者割)

1 免税点判定

$$\begin{array}{l} \text{〔非課税〕} \left[\begin{array}{l} \text{年齢 65 歳} \\ \text{以上の者} \end{array} \right] \left[\begin{array}{l} \text{事業所税愛知株式会社} \\ \text{の従業者} \end{array} \right] \\ \text{本社} \quad 70 \text{ 人} - (2 \text{ 人} + 15 \text{ 人}) + 15 \text{ 人} = 68 \text{ 人} \cdots \text{ (け)} \\ \text{港倉庫} \quad 20 \text{ 人} \cdots \text{ (こ)} \\ \left[\begin{array}{l} \text{年齢 65 歳} \\ \text{以上の者} \end{array} \right] \\ \text{東営業所} \quad 20 \text{ 人} - 1 \text{ 人} = 19 \text{ 人} \cdots \text{ (さ)} \\ \text{(け)} + \text{(こ)} + \text{(さ)} = 107 \text{ 人} \rightarrow \text{免税点超} \end{array}$$

2 課税標準

$$\begin{array}{l} \text{〔非課税〕} \left[\begin{array}{l} \text{年齢 65 歳} \\ \text{以上の者の分} \end{array} \right] \left[\begin{array}{l} \text{雇用改善助成} \\ \text{対象者の分} \end{array} \right] \text{〔控除割合〕} \\ \text{本社} \quad 294,385,871 \text{ 円} - \left\{ 4,397,889 \text{ 円} + 33,006,178 \text{ 円} + \left(4,388,798 \text{ 円} \times \frac{1}{2} \right) \right\} \\ = 254,787,405 \text{ 円} \cdots \text{ (し)} \\ \left[\begin{array}{l} \text{雇用改善助成} \\ \text{対象者の分} \end{array} \right] \text{〔控除割合〕} \\ \text{港倉庫} \quad 68,394,688 \text{ 円} - \left(1,903,424 \text{ 円} \times \frac{1}{2} \right) = 67,442,976 \text{ 円} \cdots \text{ (す)} \\ \text{中村営業所} \quad 33,213,842 \text{ 円} \cdots \text{ (せ)} \\ \left[\begin{array}{l} \text{年齢 65 歳} \\ \text{以上の者の分} \end{array} \right] \\ \text{東営業所} \quad 11,233,841 \text{ 円} - 2,798,735 \text{ 円} = 8,435,106 \text{ 円} \cdots \text{ (そ)} \\ \text{(し)} + \text{(す)} + \text{(せ)} + \text{(そ)} = 363,879,329 \text{ 円} \rightarrow \underline{363,879,000 \text{ 円}} \\ \text{〔端数処理〕} \end{array}$$

3 従業者割額

$$363,879,000 \text{ 円} \times \frac{\text{〔税率〕}}{100} = \frac{0.25}{100} = 909,697 \text{ 円} \cdots \text{ (た)} \text{ (注) 1円単位まで記入してください。}$$

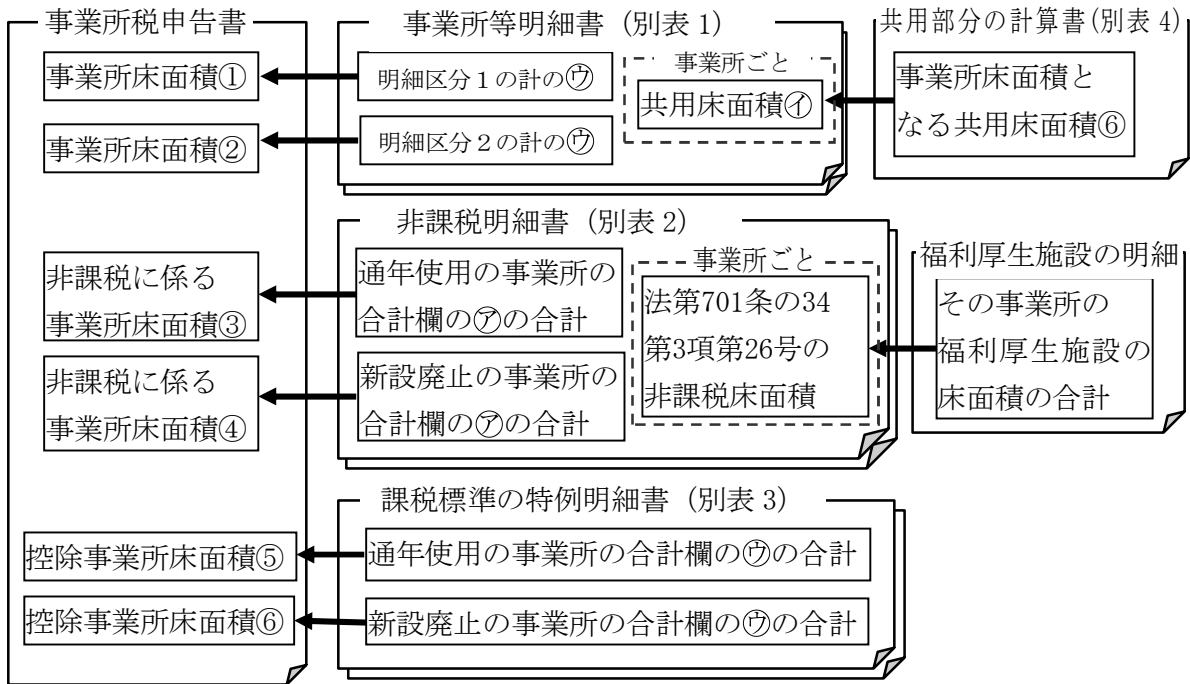
(事業所税額)

$$\text{(く)} + \text{(た)} = 8,458,861 \text{ 円} \rightarrow \underline{8,458,800 \text{ 円}} \\ \text{〔端数処理〕}$$

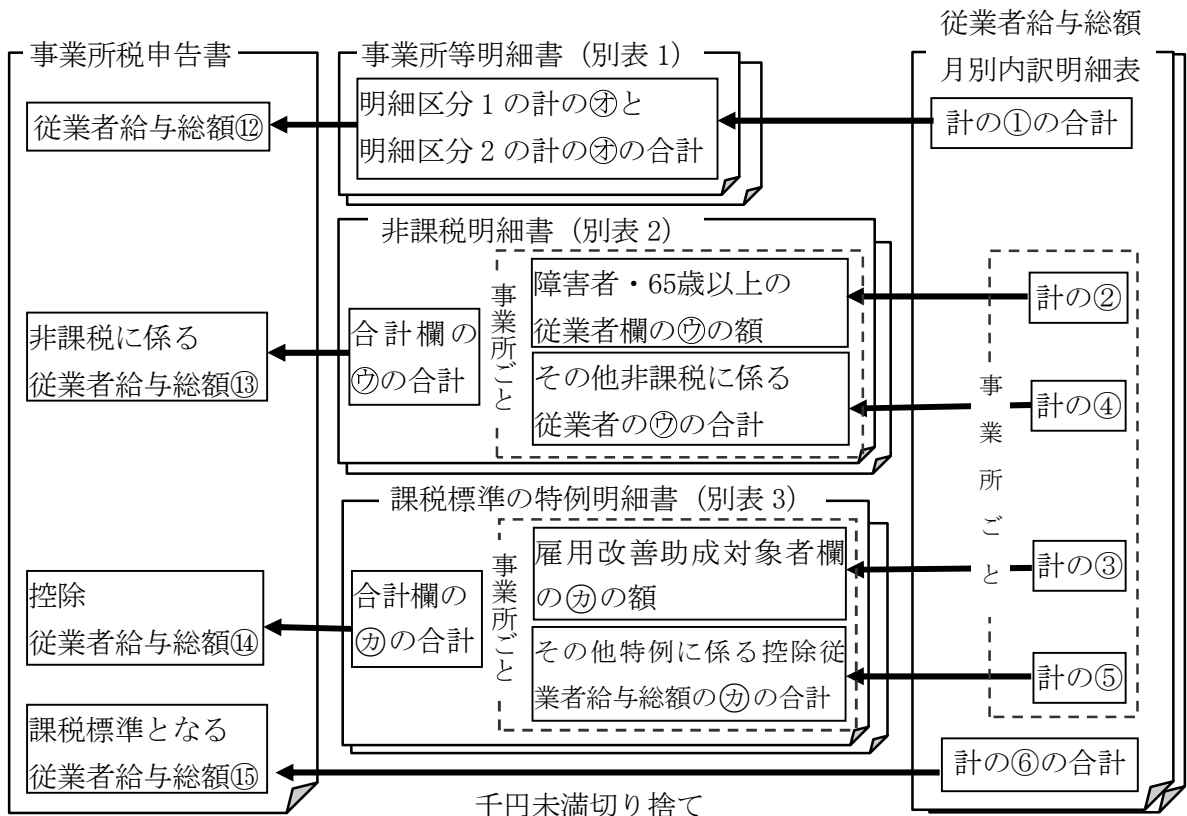
X 事業所税の申告書の書き方

50～52ページに、〔IX 事業所税の税額の計算例〕を掲げましたので、これを参考に申告書を作成してください。なお、申告書・別表等の相互関係は以下のとおりです。

1 資産割



2 従業者割



(第44号様式) 事業所税申告書

個人の場合は氏名を、法人の場合は名称を記載してください。また、フリガナは必ず付してください。

この欄は記載しないでください。

名古屋市の区域内の事業所等がすべて支店の場合は主たる支店の所在地を記載してください。

事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載してください。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し主たる事業に○を付してください。

個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

法人の場合、この申告書の作成時の代表者の方の氏名及び職名を記載してください。また、フリガナは必ず付してください。

事業所等明細書（別表1）の「1 算定期間を通じて使用された事業所等」の事業所床面積の合計を①に、「2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」の事業所床面積の合計を②に記載してください。

非課税明細書（別表2）の非課税床面積⑦の合計を「1 算定期間を通じて使用された事業所等」と「2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」に分けて合計し、それぞれ③又は④に記載してください。

課税標準の特例明細書（別表3）の控除事業所床面積⑤の合計を「1 算定期間を通じて使用された事業所等」と「2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」に分けて合計し、それぞれ⑤又は⑥に記載してください。

課税標準の算定期間の月数（以下「算定期間の月数」といいます。）を、曆に従って計算（1月に満たない端数は、切り上げ）し、算定期間の月数が12月に満たない場合は、 $\frac{(1)-(3)-(5)}{12}$ （月）×算定期間の月数を記載してください。

令和 9 年 5 月 31 日 (宛先)	※処理事項 身元確認	個人番号カード 運転免許証 代理権限証書 税理士証票 その他	番号確認	個人番号カード 住民票 通知カード システム	発信年月日 通信日付印	整理番号 60000000001 060	事務所	管理番号	申告区分
名古屋市長 市税事務局長					申告年月日 令和 年 月 日				
ナゴヤジギョウジョゼイ 名古屋事業所税株式会社	住所 本店 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	〒 460-8508 (電話 052-961-1111)			事業種目 ○貿易業・倉庫業	資本金の額又は出資金の額 500000			
個人番号又は法人番号 00000000000000	支店 〒				所轄税務署名 名古屋中				
ナゴヤ タロウ 代表取締役 名古屋 太郎					この申告に 応答する者 の氏名 総務課 愛知 次郎				
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの事業年度又は課税期間									

期末現在における資本金の額又は出資金の額を記載してください。

法人税・所得税の申告に係る所轄税務署名を記載してください。

この申告書について応答していただける方の氏名及び電話番号を記載してください。

当期の最初の申告の場合は記載しないでください。それ以降の申告の場合は「修正」と記載してください。

事業所等明細書（別表1）の従業員給与総額⑫の合計（明細区分1の計と明細区分2の計の合算額）を記載してください。

非課税明細書（別表2）⑦の合計を記載してください。

課税標準の特例明細書（別表3）の控除従業員給与総額⑤の合計を記載してください。

課税標準となる従業員給与総額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨ててください。

資産割及び従業員割の合計の税額に100円未満の端数が生じた場合は切り捨ててください。

事業所	算定期間を通じて使用された事業所床面積	①	4150863	従業員	従業員給与総額	⑫	407228242
	算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積	②	179777		非課税に係る従業員給与総額	⑬	40202802
非課税に係る事業所床面積	①に係る非課税床面積	③	16113	控除従業員	控除従業員給与総額	⑭	3146111
	②に係る非課税床面積	④	5877		課税標準となる従業員給与総額 (⑫-⑬-⑭)	⑮	363879000
控除事業所床面積	①に係る控除床面積	⑤	2962500	割	従業員割額 (⑮ × 0.25 / 100)	⑯	909697
	②に係る控除床面積	⑥			既に納付の確定した従業員割額	⑰	
課税標準となる事業所床面積	①に係る課税標準となる床面積 (①-③-⑤) × 12 / 12	⑦	1172250	資産割額と従業員割額の合計額 (⑯+⑰)	資産割額と従業員割額の合計額	⑱	8458800
	②に係る課税標準となる床面積	⑧	85944		既に納付の確定した事業所税額 (⑱+⑰)	⑲	00
課税標準となる事業所床面積	課税標準となる床面積合計 (⑦+⑧)	⑨	1258194	備考	この申告により納付すべき事業所税額 (⑱+⑰)	⑳	8458800
	資産割額 (⑨ × 600円)	⑩	7549164		関係税理士氏名 尾張 諸蔵 (電話 123-456-7890)		
既に納付の確定した資産割額				⑪			

二次元コード

本市管理用の二次元コードが印字されています。提出時に切り取っていただいで構いません。

次に掲げる事業所等に応じそれぞれに対応する(②-④-⑥)の数値(算定期間が12月に満たない場合は、12で除したうえで算定期間の月数を乗じて得た数値)にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た数値の合計を記載してください。

- 算定期間の中途において新設された事業所等(③を除きます。)
新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数
算定期間の月数
- 算定期間の中途において廃止された事業所等(③を除きます。)
算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数
算定期間の月数
- 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等
新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数
算定期間の月数

端数処理せずに、1円単位まで記載してください。
税額のない申告(事業所床面積800㎡~1,000㎡、従業員数80人~100人等)をする方は、この欄以下は記載しないでください。

修正申告の場合に、既に納付の確定した当期分の資産割額又は従業員割額をそれぞれ記載してください。

税理士がこの申告書を作成した場合は、その氏名、電話番号を記載してください。

※市税の申告に関する書類の作成など市税の申告等の事務を業として本人の代理で行うことができるのは、税理士等一定の資格を有する者に限られていますので、ご注意ください。

端数処理のしかた
床面積については、それぞれの記載欄ごとに1平方メートルの100分の1未満を、従業員給与総額については、それぞれの記載欄ごとに1円未満を切り捨ててください。
⑱⑲欄については、端数処理せずに1円単位まで記入してください。

(別表1) 事業所等明細書

印字された事業所等の名称が異なる場合は、修正箇所を二重線で抹消し、記載してください。新設した事業所等の場合には、事業所等の名称を「本社」又は「〇〇営業所」等と記載してください。

印字された所在地やビル名が異なる場合は、修正箇所を二重線で抹消し、記載してください。新設した事業所等の場合には、その所在地及びビル名を記載してください。

この申告の対象となった事業所用家屋を所有する方と使用する方が異なる場合のみ所有者の住所・氏名を記載してください。

期末又は廃止の日現在に、事業所等の用に供する専用の部分の延べ面積（非課税床面積を含む）を記載してください。

専用床面積に対応する共用部分の計算書（別表4）の⑥の共用床面積を記載してください。

「専用床面積」と「共用床面積」の合計（非課税床面積を含む）を記載してください。なお、事業所用家屋の全部を専用している場合等で共用床面積がない場合は、この欄のみ記載してください。

この欄は記載しないでください。

明細区分の2に該当する場合に、事業所等を使用した期間の年月を記載してください。

個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

算定期間中に支払われた給与等の総額（非課税従業員に支払われた給与を含む）を記載してください。

期末又は廃止の日現在における従業員数（非課税従業員を含む）を記載してください。ただし、当該算定期間に属する各月の末日現在における従業員の数のうち最大であるものの数値が、当該従業員の数のうち最小であるものの数値に2を乗じて得た数値を超える場合は、当該算定期間の各月の末日現在における従業員数の合計を当該算定期間の月数で除して得た数値を記載してください。なお、この場合は、各月の末日現在の従業員数の明細を添付してください。

明細区分の2に該当する場合、月数は次により記載してください。
 (1) 算定期間の中途において新設された事業所等（3）を除きます。）
新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数
 (2) 算定期間の中途において廃止された事業所等（3）を除きます。）
 算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数
 (3) 算定期間の中途において新設され、かつ廃止された事業所等
新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数

本市管理用の二次元コードが印字されています。提出時に切り取っていただいて構いません。

端数処理のしかた
 床面積については、それぞれの記載欄ごとに1平方メートルの100分の1未満を、従業員給与総額については、それぞれの記載欄ごとに1円未満を切り捨ててください。

「明細区分」の欄は、次により記載してください。
 (1) 1は、事業所等が算定期間を通じて使用されたものをいい、2は、事業所等が算定期間の中途において新設又は廃止されたものをいいます。また、計は、1又は2のそれぞれの合計をいいます。
 (2) (1)の区分に従って、該当する項目に○印を付してください。
 (3) 前事業年度の申告に基づき「事業所等の名称」及び「所在地及びビル名」が印字されていますので、前事業年度から引き続き使用している事業所等は、明細区分にかかわらず、名称、所在地の該当する明細欄に資産割及び従業員割に関する項目を記載してください。算定期間の開始の前日に廃止された事業所等は、斜線で抹消してください。算定期間の開始の日以後に新設された事業所等は、印字された事業所等の次に記載し、その後1の合計、2の合計の順に記載してください（「専用床面積」及び「共用床面積」の合計は、記載する必要はありません。）
 (4) 一の用紙に記載される事業所等の全部が1又は2である場合には、上記(2)及び(3)の記載の例によらずに、「明細区分の別」の欄中の該当する数字に○印を付してください。

明細区分の別		整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分		
1 算定期間を通じて使用された事業所等 2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等		60000000001	060				
算定期間 令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで		氏名又は名称 名古屋事業所税株式会社					
		個人番号又は法人番号 0000000000000000					
※ 処理事項	明細区分	事業所等の名称	所在地及びビル名	専用床面積 ⑦ 共用床面積 ⑧	事業所床面積 ⑦+⑧	使用した期間(年月日) 同士の月数	従業員割 従業員数 ⑨ 従業員給与総額 ⑩
1	計	本社	中区三の丸三丁目1番1号	121756		・ ・・ から ・ ・・ まで 月	人 十億 百万 千 円
2	計	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋不動産(株)		29107	150863	8・4・1から 8・12・15まで 9月	70 294385871
1	計	中村営業所	中村区名駅一丁目1番1号	84941		・ ・・ から ・ ・・ まで 月	20 33213842
2	計	港倉庫	港区富田3丁目101番地	4000000	4000000	8・12・15から 9・3・31まで 3月	20 68394688
1	計	東営業所	東区主税町1丁目1番地	94836	94836	・ ・・ から ・ ・・ まで 月	20 11233841
2	計				4150863	・ ・・ から ・ ・・ まで 月	90 362780559
1	計				179777	・ ・・ から ・ ・・ まで 月	20 44447683
2	計					・ ・・ から ・ ・・ まで 月	
1	計					・ ・・ から ・ ・・ まで 月	

事業所等明細書

二次元コード

(別表2)非課税明細書

〔この欄は記載しないでください。〕

〔課税標準の算定期間を記載してください。〕

非課税明細書

〔非課税に係る該当項目ごとにそれぞれ適用される法令条項等を記載してください(23~26ページ参照)。〕

〔期末又は廃止の日現在における非課税に係る床面積を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。ただし、事業所等明細書(別表1)の共用床面積に係る非課税床面積は、共用部分の計算書(別表4)において記載し、この明細書には記載しないでください。〕

〔2以上の事業所等について、非課税の規定の適用がある場合は、この欄に合計を記載してください。なお、非課税明細書が2枚以上となる場合は、最終の非課税明細書のこの欄に合計を記載してください。〕

〔個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいいます。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。〕

〔算定期間中に支払われた給与等の額のうち非課税に係る給与等の額を該当項目ごとに記載してください。〕

〔期末又は廃止の日現在における非課税に係る従業者数を該当項目ごとに記載してください。〕

※	事業所等の名称	本社	事業所等の所在地	中区三の丸三丁目1番1号		
				資産割	従業者割	
非課税の内訳				非課税床面積⑦	非課税従業者数④	非課税従業者給与総額⑧
	法第701条の34第	3項第	26号該当	12268	2	4397889
	法第701条の34第	4項第	号該当	3845		
	法第701条の34第	項第	号該当			
	障害者・65歳以上の従業者				15	33006178
	合計			16113	17	37404067
※	事業所等の名称	東営業所	事業所等の所在地	東区主税町1丁目1番地		
非課税の内訳				資産割	従業者割	
	法第701条の34第	3項第	26号該当	5877		
	法第701条の34第	項第	号該当			
	法第701条の34第	項第	号該当			
	障害者・65歳以上の従業者				1	2798735
	合計			5877	1	2798735
非課税事業所床面積等の合計				21990	18	40202802

第四十四号様式別表二(提出用)

----- 端数処理のしかた -----
 床面積については、それぞれの記載欄ごとに1平方メートルの100分の1未満を、従業者給与総額については、それぞれの記載欄ごとに1円未満を切り捨ててください。

(別表3) 課税標準の特例明細書

この欄は記載しないでください。

課税標準の算定期間を記載してください。

個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

課税標準の特例に係る該当項目ごとにそれぞれ適用される法令条項等を記載してください(32～34ページ参照)。

期末又は廃止の日現在における課税標準の特例に係る床面積を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。なお、2以上の特例の適用がある場合には、32ページの適用順序に従い、上位の規定の適用を受ける「控除事業所床面積⑦」を控除した後の床面積を記載してください。

⑦に①の割合を乗じて得た控除事業所床面積を記載してください。

④に⑤の割合を乗じて得た控除従業者給与総額を記載してください。

算定期間中に支払われた従業者給与総額のうち課税標準の特例に係る給与等の額(⑤)の控除割合による控除前の給与等の額を該当項目ごとに記載してください。

課税標準の特例に係る該当項目ごとにそれぞれ適用される控除割合を記載してください(32～34ページ参照)。

課税標準の特例明細書		算定期間		※ 処理事項		整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
		令和8年4月1日から 令和9年3月3日まで								
				氏名又は名称 名古屋事業所税株式会社						
				個人番号又は法人番号 0000000000000000						
※	事業所等の名称	本社		事業所等の所在地		中区三の丸三丁目1番1号				
	課税標準の特例内訳	資産割		控除事業所床面積		従業者割		控除従業者給与総額		
	法第701条の41第1項第1号該当	課税標準の特例適用対象床面積⑦	控除割合①	(⑦×①)	課税標準の特例適用対象従業者給与総額⑤	控除割合④	(⑤×④)			
	法第701条の41第1項第14号該当									
	雇用改善助成対象者				4388798	1/2		2194399		
	合計				4388798			2194399		
※	事業所等の名称	港倉庫		事業所等の所在地		港区当知3丁目101番地				
	課税標準の特例内訳	資産割		控除事業所床面積		従業者割		控除従業者給与総額		
	法第701条の41第1項第14号該当	課税標準の特例適用対象床面積⑦	控除割合①	(⑦×①)	課税標準の特例適用対象従業者給与総額⑤	控除割合④	(⑤×④)			
	法第701条の41第1項第1号該当									
	雇用改善助成対象者				1903424	1/2		951712		
	合計				1903424			951712		
	控除事業所床面積の合計			2962500	控除従業者給与総額の合計		3146111			

2以上の事業所等について、課税標準の特例の規定の適用がある場合は、この欄に合計を記載してください。なお、課税標準の特例明細書が2枚以上となる場合は、最終の課税標準の特例明細書のこの欄に合計を記載してください。

----- 端数処理のしかた -----
床面積については、それぞれの記載欄ごとに1平方メートルの100分の1未満を、従業者給与総額については、それぞれの記載欄ごとに1円未満を切り捨ててください。

(別表4) 共用部分の計算書

共用部分の計算書

[この欄は、記載しないでください。] [課税標準の算定期間を記載してください。]

算定期間	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	※ 処理 事項	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分
		氏名又は 名称	名古屋事業所税株式会社			
		個人番号又は 法人番号	0000000000000000			

第四千四百号様式別表四（提出用）

※	事業所等の名称 本社	事業所等の所在地 中区三の丸三丁目1番1号	
	専用部分の延べ面積 ①	446404	③ の 内 訳 ⑦ ←
	①のうち当該事業所部分の延べ面積 ②	121756	消防設備等に係る共用床面積 ⑦ 53042
	非課税に係る共用床面積 ③	174218	防災に関する設備等 全部が非課税となる共用床面積 ① 60351
	③以外の共用床面積 ④	106721	2分の1が非課税となる共用床面積 ② (× $\frac{1}{2}$) 60825
	共用床面積の合計(③+④) ⑤	280939	⑦～②以外の非課税に係る共用床面積 ③
	事業所床面積となる共用床面積(④× $\frac{②}{①}$) ⑥	29107	合 計 (⑦～③) ④ 174218

※	事業所等の名称	事業所等の所在地	
	専用部分の延べ面積 ①	③ の 内 訳	⑦
	①のうち当該事業所部分の延べ面積 ②	消防設備等に係る共用床面積 ⑦	
	非課税に係る共用床面積 ③	防災に関する設備等 全部が非課税となる共用床面積 ①	
	③以外の共用床面積 ④	2分の1が非課税となる共用床面積 ② (× $\frac{1}{2}$)	
	共用床面積の合計(③+④) ⑤	⑦～②以外の非課税に係る共用床面積 ③	
	事業所床面積となる共用床面積(④× $\frac{②}{①}$) ⑥	合 計 (⑦～③) ④	

※⑦～④に記載がある場合は別表2（非課税明細書）に準じて、該当項目ごとにそれぞれの床面積を記載した明細を添付してください。

共用部分以外の部分（専用部分）で⑤の欄の共用部分に関連のある専用部分の延べ面積を記載してください。

①の専用部分の延べ面積のうち、この申告書に係る事業所部分の延べ面積（専用床面積）を記載してください。

④の欄の数値を記載してください。

④の床面積（非課税に係る共用床面積）以外の共用部分の延べ面積を記載してください。

個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

⑦、①及び②の欄は、事業所用家屋が消防法上の特定防火対象物（28ページ参照）の場合に記載してください。

共用部分の床面積（共用床面積）のうち、法令第56条の43第2項に掲げる消防用設備等（29ページ参照）及び特殊消防用設備等（29ページ参照）に係る床面積を記載してください。

共用床面積のうち法令第56条の43第3項第1号イ、第4号及び第5号イに掲げる避難階段、非常用エレベーター等の床面積（30～31ページ参照）を記載してください。

共用床面積のうち法令第56条の43第3項第1号ロ、第2号、第3号及び第5号ロに掲げる設備等の床面積（30～31ページ参照）に2分の1を乗じて得た面積を記載してください。

共用床面積のうち⑦、①及び②以外の非課税に係る共用床面積を記載してください。

端数処理のしかた

床面積については、それぞれの記載欄ごとに1平方メートルの100分の1未満を、従業者給与総額については、それぞれの記載欄ごとに1円未満を切り捨ててください。

(その他の添付資料)福利厚生施設の明細・従業員給与総額月別内訳明細表

福利厚生施設の明細		氏名又は名称	名古屋事業所税株式会社	
事業所等の名称	福利厚生施設の具体的名称	福利厚生施設の床面積	福利厚生施設に勤務する従業員の数	(提出用)
本店	社員食堂	12268 m ²	2	
東営業所	更衣室	5877		
合計		18145	2	

この明細は、非課税明細書(別表2)で法第701条の34第3項第26号(福利厚生施設)により非課税とする施設について記載してください。

事業所等ごとに、福利厚生施設の内容を記載してください。

福利厚生施設的具体例については、26ページの(注3)を参照してください。

制服着用が義務づけられている職場については、一般的に更衣室は福利厚生施設とはなりません(26ページ(注3)参照)。

当該福利厚生施設に専ら勤務する従業員の数に記載してください。

これらの方に該当しても、役員である場合は、この欄に記載できません(15ページ(4)参照)。

これらの欄の金額は、それぞれに適用すべき割合を適用後のものを記載してください。

この欄には、当該事業所等に勤務するすべての従業員の給与総額を記載してください。パートタイマーへの給与等を含みますが、退職金や所得税法上非課税とされる通勤手当等は除きます(11ページ(3)ア参照)。

従業員給与総額月別内訳明細表

区分		従業員給与総額		障害者及び65歳以上の者の給与等		雇用改善助成対象者の給与等×1/2		非課税に係る従業員給与総額		課税標準の特例控除従業員給与総額		差引課税標準となる従業員給与総額		(提出用)
年月	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
8.4	60	19,250,150	15	2,325,015	(2)	174,394	2	241,325	()	()	41	16,509,419		
9.3	70	22,233,923		2,007,410	(2)	163,999	2	238,010	()	()	51	19,824,504		
7月賞与	60	18,633,310		4,998,300	(2)	301,455	2	309,005	()	()	41	13,024,550		
12月賞与	65	22,365,509		6,000,115	(2)	352,110	2	456,621	()	()	46	15,556,663		
未払金	3	1,492,026		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
計		294,385,871		33,006,178		2,194,399		4,397,889				254,787,405		

この明細表は、事業所等ごとに作成してください。

すでに支払いの義務が発生し、未払金として損金経理されている給与等は、その課税標準の算定期間における従業員給与総額に含まれるので、ここに記載してください。

事業所ごとに計算したこの欄の合計額が従業員給与総額として申告書の「従業員給与総額」欄の金額となります。

免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日現在において、事業所等ごとの①-②-④の人数を合計した人数により行います。

(その他の添付資料)みなし共同事業に係る明細書

この欄は、みなし共同事業に係る各共同事業者の事業所床面積及び従業者数を記載してください。

この欄は、特殊関係者を有する方に係る課税標準の算定期間を記載してください。

この明細書に記載した③の数値の合計を記載してください。

この明細書に記載した⑥の数値の合計を記載してください。

この欄は、非課税に係る該当項目ごとに、それぞれ適用される条項等を記載してください。

この欄は、市内における主たる事業所等の所在地を記載してください。

この欄は、法令第56条の21第1項の適用条項を記載してください(19ページ(4)参照)。

氏名又は名称		名古屋事業所税株式会社		算定期間		令和8年4月1日から令和9年3月31日まで											
みなし共同事業に係る事業所等の所在地及び事業所床面積等		所在地		名古屋市 中区 三の丸三丁目1番1号		ビル名		名古屋市税ビル		事業所床面積		1,885.78 m ²		従業者数		85人	
区分		事業所床面積(資産割)				従業者数(従業者割)				④及び⑦の内訳							
所在地(住所)		専用床面積	非課税床面積	従業者数	法701条の34	非課税の内訳	事業所床面積	従業者数	非課税の内訳	事業所床面積	従業者数	法701条の34	事業所床面積	従業者数			
特殊関係者を有する者	第1号該当	①	④	⑥	第3項第26号該当	③-④	②	⑦	障害者・65歳以上の従業者	①+②	⑧	第1項第号該当	③	⑩			
	名称(氏名)	②	⑤	⑦	第1項第号該当	③	④	⑧	合計	④	⑨	第1項第号該当	⑤	⑪			
	事業所床面積(①+②)③	①	④	⑥	第1項第号該当	③	④	⑧	合計	④	⑨	第1項第号該当	⑤	⑪			
	事業所床面積(①+②)③	①	④	⑥	第1項第号該当	③	④	⑧	合計	④	⑨	第1項第号該当	⑤	⑪			
特殊関係者	第2号該当	①	④	⑥	第1項第号該当	③	④	⑧	合計	④	⑨	第1項第号該当	⑤	⑪			
	名称(氏名)	②	⑤	⑦	第1項第号該当	③	④	⑧	合計	④	⑨	第1項第号該当	⑤	⑪			
	事業所床面積(①+②)③	①	④	⑥	第1項第号該当	③	④	⑧	合計	④	⑨	第1項第号該当	⑤	⑪			
	事業所床面積(①+②)③	①	④	⑥	第1項第号該当	③	④	⑧	合計	④	⑨	第1項第号該当	⑤	⑪			
事業所床面積合計(⑤の合計)		1,724.65 m ²		従業者数合計(⑧の合計)		68人											

この明細書に記載した⑤の数値を合計したものを記載してください。

この明細書に記載した⑧の数値を合計したものを記載してください。

みなし共同事業に係る明細書は、事業所ごとに作成してください。

(事業所税納付書)

納期限の年度を記載してください。1月から3月の場合は、前年になります。

名古屋市 (公) 領収書

年度 09 加入者 名古屋市 00850
3-960406

〒460-8508
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋事業所税株式会社 様

事業所税											
D・C	管理区分	年度	税目	申告区分	連番	整理番号(お問い合わせ番号)				C・D	
09	065	09	10	01	01					5	
税 額						8	4	5	8	8	00
延滞金										00	
加算金										00	
合計額						8	4	5	8	8	00
申告区分		8・4・1 から		当初		9・3・31		9月		決定	
申告書提出年月日		令和 9年 6月 1日		提出						修正	
延滞金算出基礎		： ； から		日間						変更	
納期限		令和 9年 6月 1日		提出							
上記のとおり領収しました。				領収日付印							
事業所税				収納事務センター中							
				栄市税事務所							

(この領収書は、大切に保管してください。)

名古屋市 (公) 原符 納付書

年度 09 加入者 名古屋市 00850
3-960406

〒460-8508
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋事業所税株式会社 様

事業所税											
D・C	管理区分	年度	税目	申告区分	連番	整理番号(お問い合わせ番号)				C・D	
09	065	09	10	01	01					5	
税 額						8	4	5	8	8	00
延滞金										00	
加算金										00	
合計額						8	4	5	8	8	00
申告区分		8・4・1 から		当初		9・3・31		9月		決定	
申告書提出年月日		令和 9年 6月 1日		提出						修正	
延滞金算出基礎		： ； から		日間						変更	
納期限		令和 9年 6月 1日		提出							
上記のとおり納付します。				領収日付印							
事業所税				収納事務センター中							
				栄市税事務所							

(金融機関保管)

名古屋市 (公) 納付済通知書

年度 09 加入者 名古屋市 00850
3-960406

〒460-8508
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋事業所税株式会社 様

事業所税											
D・C	管理区分	年度	税目	申告区分	連番	整理番号(お問い合わせ番号)				C・D	
09	065	09	10	01	01					5	
税 額						8	4	5	8	8	00
延滞金										00	
加算金										00	
合計額						8	4	5	8	8	00
申告区分		8・4・1 から		当初		9・3・31		9月		決定	
申告書提出年月日		令和 9年 6月 1日		提出						修正	
延滞金算出基礎		： ； から		日間						変更	
納期限		令和 9年 6月 1日		提出							
上記のとおり通知します。				領収日付印							
事業所税				収納事務センター中							
				栄市税事務所							

(名古屋市保管)

所在地と名称を記載してください。

事業年度を和暦(元号なし)で記載してください。

今回の申告区分以外は二重線で抹消してください。例)当初申告の場合は、「当初」以外の項目を二重線で抹消する。

修正申告の場合は、修正申告した日を記載してください。それ以外の場合は、43ページの申告納付期限を記載してください。

お願い

納付書はできる限り本市から送付したものを**ご使用ください**。
本市公式ウェブサイトからダウンロードした納付書など、本市から送付した納付書以外を使用される場合は、必ず「領収書」、「納付書」及び「納付済通知書」のすべてに記載してください。

※ 本市の作成する納付書の二次元コードは名古屋市管理用です(納税に使用できません)

(事業所用家屋の貸付け申告書)

事業を行う方に事業所用家屋を貸し付けている方等は、貸し付けた日から30日以内に、「事業所用家屋の貸付け申告書」を提出していただくことになっています。下記を参考にして申告をお願いします。

なお、概要については48ページを参照してください。

事業所用家屋の貸付け申告については、「事業所用家屋の貸付け申告書作成の手引」を用意していますので、そちらもご参照ください。

第93号様式

事業所用家屋の貸付け申告書

令和 8年 10月 16日 (宛先) 名古屋市栄市税事務局長		※ 処理 事項	発信年月日 通信日付印 年 月 日	精査検算	※ 番 号
住所又は所在地 (〒 460-8508) 名古屋市栄三の丸三丁目1番1号	(電話 052-972-2355)				
(フリガナ) 氏名又は名称 貸ビル商事(株)	(フリガナ) 法人の 代表者氏名 名古屋 太郎	この申告に 応答する方 の氏名 名古屋 太郎		(電話 052-972-2355)	
家屋の所在地 名古屋市栄四丁目1番8号	ビルの名称 名古屋市税ビルディング		家屋所有者の 住所又は所在地 名古屋市栄三の丸三丁目1番1号		
家屋所有者の 住所又は所在地 名古屋市栄三の丸三丁目1番1号	家屋所有者の 氏名又は名称 貸ビル商事(株)		この申告の対象となる 事業所部分の床面積②		
家屋全体の床面積①	1105368	専用床面積⑤	236514	共用床面積⑥	39828
事業所床面積⑦ (⑤+⑥)	1105368	事業所床面積⑦ (⑤+⑥)	276342	異動年月日等	※ 番 号
部屋番号 使用階等	使用者の住所又は本店の所在地③	使用者の氏名又は名称④	専用床面積⑤	共用床面積⑥	事業所床面積⑦ (⑤+⑥)
101	名古屋市東区筒井一丁目7番74号	名古屋諸税銀行	236514	39828	276342
201	(自己使用)	貸ビル商事(株)	354771	59742	414513
202	名古屋市栄四丁目1番8号	市民税不動産 (退去済)	0	0	0
202	(空室)		118257	19914	138171
301,302	名古屋市中区正木3丁目5-33	事業所税(株)	236514	39828	276342
合計			946056	159312	1105368

この申告をする方の住所又は所在地を記載してください。

この申告をする方の氏名又は名称を記載してください。

貸し付けているビル等の所在地を記載してください。

貸し付けているビル等の号室、テナントの方の住所、氏名等を記載してください。

法人の場合は本店所在地を記載してください。

自己使用、空室も記載してください。

同じ使用者が複数の部屋を使用している場合は、1行にまとめて記載してください。

使用する方がいない部分がある場合には、空室と直前の退去者を併記してください。

この申告書における担当の方を記載してください。

貸し付けているビル等の名称を記載してください。

テナントの入退去日を記載し、該当部分に○印を付してください。

テナントが使用している専用床面積を記載してください。

(注) 床面積は、1平方メートルの100分の1未満を切り捨てることとさせていただきます。
※ この申告書に記載された情報は、ご本人の同意や法令に定められた場合を除いて、市税の課税や徴収の目的以外には利用しません。

--- 端数処理のしかた ---
床面積については、それぞれの記載欄ごとに1平方メートルの100分の1未満を切り捨ててください。

◆◆◆償却資産（固定資産税）のお知らせ◆◆◆

◆償却資産について

法人や個人の方が事業を営むために所有している構築物、機械および装置、船舶、航空機、車両および運搬具、工具・器具および備品などの償却資産は、土地・家屋と同じく固定資産税がかかります。

償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと、次のようになります。

資産の種類		内 容
第1種	構 築 物	駐車場の舗装（砂利敷きを含む）、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設等
第2種	機械および装置 (建物附属設備)	工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、駐車場機械装置、太陽光発電設備等
		建物附属設備 1 受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産または業務用の設備等 2 特定附帯設備（テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備）
第3種	船 舶	遊覧船、ボート、はしけ等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター
第5種	車両および 運 搬 具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー・クレーン車・フォークリフト等、台車等 ※自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等（これらと同じ所有者が取り付けたカーラジオ、カーナビゲーションシステム等を含みます。）は対象外です。特に、小型特殊自動車や特種用途自動車を誤って申告しないよう注意してください。
第6種	工具・器具 および備品	事務机、事務いす、陳列ケース、テレビ、パソコン、プリンター、ルームエアコン、金庫、ゲーム機器等

◆申告について

毎年1月1日現在に償却資産を所有されている方が納税義務者となりますので、区名を必ず記載のうえ、資産が所在する区ごとに申告書を作成していただき、毎年1月31日（土曜日・日曜日・祝休日の場合は翌開庁日）までに、金山市税事務所償却資産課税課へ提出してください。

◆お問い合わせ先・申告書の提出先

償却資産（固定資産税）のお問い合わせや申告書の提出につきましては、金山市税事務所償却資産課税課へお願いします。

名古屋市金山市税事務所償却資産課税課
所在地 〒460-8626
名古屋市中区正木三丁目5番33号
(名鉄正木第一ビル)
電話番号 052-324-9809

お問い合わせ先

事業所税についてご不明な点がございましたら、下記のところへお問い合わせください。

名古屋市栄市税事務所法人課税課（事業所税担当）
所在地 〒461-8626
名古屋市東区東桜一丁目 13 番 3 号
（NHK名古屋放送センタービル 8 階）
電話番号 052-959-3306

名古屋市公式ウェブサイト <https://www.city.nagoya.jp/>

令和 8 年 4 月 発行
事業所税申告納付の手引
編集・発行：名古屋市財政局税務部
市民税課

※この手引は、令和 8 年 4 月現在適用されている法令等に基づいて作成しています。
（法令等については、今後改正される場合があります。）